

平成23年第2回足寄町議会定例会議事録（第2号）

平成23年 6月22日（水曜日）

◎出席議員（13名）

1番	高橋秀樹君	2番	星孝道君
3番	榊原深雪君	4番	木村明雄君
5番	高道洋子君	6番	前田秀夫君
7番	田利正文君	8番	熊澤芳潔君
9番	井脇昌美君	10番	後藤次雄君
11番	川上初太郎君	12番	島田政典君
13番	吉田敏男君		

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会委員長	星崎隆雄君
足寄町農業委員会会長職務代理者	齋藤陽敬君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	田中幸壽君
総務課長	渡辺俊一君
福祉課長	堀井昭治君
住民課長	西東文雄君
経済課長	櫻井光雄君
経済課参事	岩原栄君
建設課長	南岡雄二君
国民健康保険病院事務長	對馬邦彦君
会計管理者	渡邊義一君
農業委員会事務局長	長南和彦君
経済課林業商工観光室長	上月儀昭君

◎教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教育長	加藤和弘君
教育次長	鈴木泉君

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	根本昌弘君
事務局次長	大野雅司君
総務担当主査	山田弘幸君

◎議事日程

日程第1

一般質問＜P 3～P 5 2＞

後藤次雄議員 P 3～P 6

井脇昌美議員 P 1 6～P 3 0

川上初太郎議員 P 3 0～P 3 3

前田秀夫議員 P 3 3～P 4 7

木村明雄議員 P 4 7～P 5 2

午前10時00分 開議

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） おはようございます。

全員の出席でございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 高道洋子君。

○議会運営委員会委員長（高道洋子君） 6月17日に開催されました議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

本日6月22日は一般質問を行います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 一般質問

○議長（吉田敏男君） 日程第1 一般質問を行います。

発言をいただく前に確認をさせていただきたいと存じます。

今定例会の冒頭にもお話をさせていただきましたが、一般質問は今定例会より、一問一答式で行います。発言時間は、発言と答弁を含め2時間です。質問の方法は、従来の一括で述べるのではなく、一問ずつ質問・答弁を繰り返し、納得のいくまで質問をしていただき、一項目が終わりましたら2問目に入っていただくことになります。

答弁者の配付につきましては、一つの質問ごとに配付をさせていただきますので、質問者は次の質問に移る際には、次に移りますなどの発言をお願いいたします。

なお、今後における一般質問のあり方がありますが、一般質問の通告に当たっては、通告書にも記載してございますが、答弁者が理

解しやすいように、抽象的表現を避け、小項目にわたり、できる限り具体的かつ詳細に記載するようお願いを申し上げます。

順番に発言を許します。

10番 後藤次雄君。

○10番（後藤次雄君） 議長のお許しをいただいたので、一般質問通告書により質問をしたいと思っております。

町長の3期目の行財政執行方針について。

町長の3期目の行財政執行に当たり、町民の知恵と協働の力で安心と快適なまちづくりを目指して、主な政策項目を多く掲げて、町政運営の経験をもとに町民の目線をもって誠心誠意、足寄町の発展に取り組む所存とありますと述べていますが、今回の選挙結果、2期8年の町政に一定の評価はいただいたが、批判票もあったと思われ、しっかり胸に刻み、正すところは正して、町政の推進に当たっていかなければならないと思っておりますが、具体的に町長なりにこの結果について分析して、当初から訴えている協働のまちづくり推進をするためにも、町民の声をさらに聞き、実情に見合った施策の展開が求められているところですが、町長はいかがお考えか御所見をお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） 後藤議員の一般質問にお答えいたします。

3期目の行政執行方針に関しての御質問でございますが、まず、今回の選挙結果の分析についてであります。多くの町民の皆様から御支援をいただき、3期目の町政を担わせていただくことになり、心から感謝を申し上げますとともに、その責任の重さを胸に刻んだところでありますし、その決意の一端を行政執行方針で述べさせていただいたところであります。

得票結果につきましては、2期8年の町政運営について、一定の評価をいただいたものと考えているところでありますが、一方では多くの御批判もいただいたものと受けとめて

いるところでございます。

議員仰せのとおり、引き続き協働のまちづくりを進めるために、これまで以上に広報・広聴活動を重視をし、町政運営に努めてまいり所存でありますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

10番 後藤次雄君。

○10番（後藤次雄君） 町長から御答弁をいただいたことについては、そのとおりだと思うのですが、ただ、今回の選挙結果については、やっぱり私も述べているとおり結構批判票があったと思うのです。その分析は私なりにちょっとしてみたのですけれども、それをちょっと述べさせてもらいたいのですけれども。

今回、対立候補のほうで、まず論点は一つは、産業廃棄物の関係。これが、やっぱり焦点となったと思うのです。例えば、産業廃棄物22品目のうち、16品目、これにはダイオキシンだとか、それから、問題あるごみは入らないということで、行政も何回も説明したのですけれども、実際にはそういう戦術にはなっていなかったのです。

結局、ダイオキシンのものは来る、大きく言えば本当に、今の放射能の関係も含めて入ってくると。そういうことが、結局各町民の総意に浸透してしまったと。それが私が一番の原因だと思います。

それに対して、行政側もやっぱり、施設の設置に当たり、住民の声も聞きましたと、住民説明もしてましたというけれども、ところが私が聞いている段階では、芽登地区の本町と言ったらいいのですか、あの辺のところはある程度聞いたけれども、芽登全体というのは聞いていないと。そういう批判も事実あったみたいですよ。

もう一つは、そういうことで批判があったと。それから、これは芽登地区には大物の議員さんがいるということで、そういうことも含めて、結局そういうことになったので、そ

ういう批判はやっぱり、私も後で聞いたのですけれども、そのようなことまで本当に、浸透したらという思いがあります。

それともう一つ、やっぱり今まで、町長もこれからも協働のまちづくりを広報・広聴を重視してやっていきますけれども、やっぱり私は町民との話し合い、これがやっぱり対話が欠けていたと思うのです。今まで含めて。一生懸命やっていることはやっているのですけれども、そのことがやっぱり今回の相手も2,332票ですか、それがやっぱりそういうことで、対話を重視していなかったということが、そういう結果になったと私は思うのです。

私なりの分析ですから。そういう意味で。そうは言っても、私は安久津町長2期8年の実績は、3月議会でも言いましたけれども、やっぱりいろんなことをやっていると思うのです。

例えば、2期8年の中で私自身が考えただけで、大きく分けて13項目くらいやっているのです。実質的に。これもやっぱり、いろんな提案をしますけれども、例えば一つは子供センターだとか役場庁舎だとか、それから新規農業研修施設だとか、火葬場だとか、これ全部言いますと、公営団地の経営、それから道路拡幅、それだけ言っても、それが体育館だとか、小学校や中学校の体育館だとか、小学校の耐震だとか、いろんなことが13項目、大きく分けてやっているのです。

だから私は、私なりに考えていた時点では、これだけ安久津行政が本当に時期8年の中で、少ない町財政の中で、これだけやったという実績はやっぱり認められなかったということが、私なりには非常に残念だと思っています。そういう意味では。

だから、そういうことで、今後も町長なりには分析をしていますけれども、さらに、あと4年あるわけですから、今までの経験とこれまでやった実績と含めて、もう一度考えを新たにしてやっていくことを考えておられるのか、もう一度聞きたいです。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えいたします。

今、後藤議員から縷々お話しをいただきました。まずその、投票結果を含めて分析という分で行きますと、私自身が得票が多かったとか少なかったとか、それは私はそんなに、平たく言えば気にしていることではございません。ともかく、当選という榮譽をいただいたということで、これは本当に感謝をしているという、これが率直な気持ちでございます。

そこで、議員から少しお話がございました部分で行きますと、これはむしろ、相手候補と今回は二人での選挙戦だったということでありますけれども、これはある意味、相手候補の選挙の戦略と言いますか、戦術、これは詳しくお話があったように、ある意味、見事な戦術だったのかなと、そんな思いはしております。

ただ、これまた議員から詳しくお話ありましたけれども、これが本当に町として、あるいは政策としてどうだったのか、そういう視点からとらえますと、これは私は政策論争にも何もならなかったなというふうに思っているところでございます。

私自身の選挙活動自体も、やはり今回の3月11日の東日本の大震災のこともあって、これはある意味おごりととらわれたかもしれませんが、選挙戦自体も自粛をしたいという意味で、本体車自体もつくらなかったということでございます。

これはやっぱり、受けとめ方、ある意味言い方によっては、選挙民をばかにしているのではないのかという、こういう御意見もいただきました。やっぱり大事な首長選挙、少なくとも本体車を出して政策をしっかりと訴えて、そして審判を受けるというのが、そのための選挙戦だろうという、こういう厳しい御意見もいただいたのも事実でありますし、そういう意味では、私自身もその部分については、やっぱり反省すべき点はあったのかな

と。

ただ、私の思いとしては、これまた少しお話をいただきましたけれども、現職でありましたから、2期8年のこの間の町政運営、これは真摯な気持ちで町民の皆様方の審判を受けたいという、こういう気持ちもあって、こと大震災というところも相まって、本当に素直な気持ちで町民の皆さん方の審判、さらにもっと付け加えさせていただきますと、2期目については、本当にこうやりましたけれども、無競争で当選をさせていただいたという、こういう経過もたどったものですから、本当に素直な気持ち、真摯な気持ちで審判を受けたいという、こういう気持ちであったということでございます。

そんなことで、特に分析という意味では、そんな思いで、特に一つ一つということは、これが国政選挙で、例えば政党ごとの選挙で我が陣営が何人だった、あるいは現有議席を減らしたということであれば、やっぱりその敗因だとか、議席を減らしたとか、そういう部分の分析というのは当然必要のかなとは思いますが、しかし私はある意味、今回の選挙戦が残念だったなと思うのは、やっぱり正しいことをやっぱり町民の皆さん方に相手候補の方も、町民の皆さん方に正しい情報をお伝えをいただいて、そして町民の皆さん方の真意を問うということにならなかったところが、私は事実だというふうに思っていますから、その点については、非常に残念だったなと、そんな思いをしているところでございます。

それから、今後の町政運営、町政執行についてということでございますけれども、これまた大変光栄でありますけれども、約13項目の実績というお話もございました。

私の思いとしては、これらのことは、決して私自信の力でできたとか、そんな思いは一切持っておりません。これは、平成15年に最初に立起したときから、やっぱりまちづくりというのは、やっぱりそれぞれの町民の皆さんとは当然でありますし、あるいは議

会、あるいは商工会、あるいは農協、これらの経済団体、あるいは関係団体等との連携によって、すなわち協働によるまちづくりを進めていくのだということを訴えて、当選をさせていただいたわけでありますけれども、先ほどいろいろ議員からも、お話をしました件についても、これは多くの方々の御理解、あるいは協力、これは国や道のことも含めて、大変な御協力をいただいた結果が、そういう形で足寄のまちづくりにつながったという、そんな思いでありますから、その部分が一番大切にやっていかないと、ますます不透明な国内情勢もありますから、これは引き続きその姿勢は変えずに、しっかりと町政の運営をしていきたいなと。

これは先ほど申し上げたこととも相まって、簡単な言葉で広報・広聴活動に力をやっていきたいといった意味は、先ほど前段御指摘をいただいた部分も含めて、私ども町政運営をしていくにあって、これは本当に、タイムリーに、今、町としてはこのことを重点に、こんな取り組みをしているのですよということを、議会はもとよりでありますけれども、多くの町民の皆様方にもそういった情報を、しっかり発信をしていく必要があるなというふうに、改めて痛感をしているということ。それとあわせて、やっぱりいろんな審議会だとか、いろんな組織を持っていますけれども、さらにより多くの町民の皆様方のいろんな御意見を聞く場と言いますか、そういったことについても、やっぱりいろいろ種々検討をしていかなければいけないと、こんなふうに思っているところでございます。

これは、議会の立場でも、議会改革ということもしっかりと取り組まれておりますから、議会とも連携をしながら、そういった広報・広聴活動もしっかりと重視をしながら町政運営に努めたいということで考えておりますので、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 10番 後藤次雄

君。

○10番（後藤次雄君） 今、町長から御答弁いただいたことについては、私なりにもそんなに変わってないと思うのです。ただ、先ほども言ったとおり、今回の選挙の争点になったのは、先ほども言いましたけれども産業廃棄物の関係。これは例えば、小泉政権のときに郵政反対か賛成、これと同じなのです、今回。だからやっぱり、そして特に、中身が知らないでいろんなごみが足寄町に入ってくると。そうすると、特に女性の方はものすごく敏感なのです。そのことは。だから、今回も相手候補の応援の方も非常に女性が多かったです。そういう面では。

だから、そういう意味では今、町長も言われたとおり、広報・広聴をこれからもがんばってやってくと言ってますから、やっぱりそのことが大事だと思うし。

もう一つは、先ほども言われたとおり、これ行政だけできる問題ではないですから、いろんな関係団体含めて、やったことがさっき言った2期8年の中で13項目がこれやっぱり、行政としてやっていこうということが、それは事実だと思いますので、ぜひ今後ともそういうことでやっていただきたいし、我々議会も、この13項目については議決をして、承認をしてそして行政もやっているわけですから。我々もやっぱり責任の一端はあると思うのです。議会なり宣伝不足というか。そういう面では、これからも今、町長が言われたとおり、もう少し町民の中に入って、いろんな意見を聞いて、これは町長ばかりではなく町政というか、役場全体でそういうシステムをつくっていったほうが私はいいいのではないかと思うのです。

それから、これはこれで終わりますけれども、次に行政執行方針の中身について若干お聞きをしていきたいと思うのですけれども。

まず、今回の3月17日に策定した第5次総合計画の後期の関係あります。23年から25年までの。この計画は、当初103億だったのが、今、後期の68億3,775万

円、そのくらいだと思うのですけれども、そういう数字で23年から25年。これは大きい工事の関係ですけれども。それで、今回、東日本大震災で、結局予算の関係で、今国会でもやってますけれども、そういう影響が今後の補助金だとか影響が出てこないのかということをもっと初めに聞きたいと思っておりますけれども。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

第5次総合計画、しかも23年から25年の自主計画、これは策定をしているわけでありまして、当然これは執行方針の中でもこのことを基本、あるいは指針にしながら、まずはまちづくりを進めていくということで、議員御心配をいただいておりますこのたびの東日本の大震災の関係で、それぞれの自治体に対する影響については御懸念というか、そこら辺のお尋ねでございますけれども、現段階では全く見えていない状況でございます。御案内のとおり、政権自体がいろんなところで連日マスコミで報道されているような状況でありますから、これはどうなるかは見えないということでございます。

ただ、当たってはほしくないのですけれども、予測するに当たっては、御案内のとおり国も大変な財政状況ということになっていることでもありますから、思い切った政治判断がなされなければ、これは影響というのは間違いなく出てくるというふうに、そういう危惧は持っております。大きな政治判断という意味は、これは今の原子力発電所をいかに収束といいますか、封じ込めるのかというのが最大の課題ではありますけれども、それが終わった後、間違いなく復旧・復興ということになっていくわけでありまして、これはだれが考えてみても、本当にすべてが押し流されたということでもありますから、これは復興するということになれば、それはそれは、はしたな金額で復興できるということになりませんから、私個人で思っているの

は、国も大変な状況にありますけれども、現地の状況を考えたときには、これは財政が厳しいという中であっても、特例的な復興債なり、何なり、新たなものを創設して復興に取り組む。こういうことでなければ、規程の国家予算の範囲の中でやるということになれば、これは増税すべきではないかとか、いろんな議論はあるのが承知はしておりますけれども、これはそういう、経費節減だとか、そういうレベルでは私は不可能だというふうに思っております。

しかし、これは政権が考えることでありますから、万が一そういう大きな決断がされないということであれば、当然地方の交付税を減らしますだとか、あるいは公共事業をさらに減らしますだとか、こういう方向に行けば、私どもが策定をしているこの総合計画自体も、根底からがらと崩れてしまう。もっと言えば根本的に見直しをしなければいけなくなるという現状も、あながちあり得ないことだなというふうには思っておりません。

そんなことで、まだ現段階では全く見通しはついておりませんが、しかし今の段階では従来通り交付税も来るという思いで予算編成もしておりますし、そんな思いで着実な町政運営に当たっていきたいというふうに考えているということでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 10番 後藤次雄君。

○10番（後藤次雄君） わかりました。そういうふうにならないようにという、それで今回、重点項目ということで、5点を今回行政方針の中で掲げておりますので。

まず定住自立圏の関係については、今議会のほうで付託にかけて、こうやってますので、このことはふれず。

2番目の医療を中心とした介護保険、福祉の連携システムの取り組みについてですけれども、これは去年から行政のほうで、我妻病院と国保病院の機能分担に受けて全力で取り

組んでいくということになってますけれども。

今回もかなり行政報告を見ますと、福祉課段階でいろんな取り組みをしていると思うのですけれども、ただ私が聞きたいのは、例えば我妻病院が老健施設になるとしたときに、これはどのくらいの入所できるのか。その辺の具体的なことがまだ我々は報告を得てないからわからないのですけれども、どうということになるか。

なぜそのようなことを言うかという、これは町長も言っているとおり、待機者解消しますということになってます。特養の。それで、今回、特養はまだ100名弱待機者がいるわけです。それで、私なりに分析してみたのですけれども、例えば、今、足寄の保健施設、全部民間も含めて実際に入所できる人は175名になると思うのです。

老人ホームの短期の入所するのは省いていきますけれども、175名です。そのほかに、町外に68名の方が入所されているのです。そうすると、足すと大体243名が必要なのです。今の段階で、243名入所ということなのです。そのほかに100名弱が待機しているということになると、大体350ぐらいですか。この方がまだまだ入所できない。簡単に言うと、102名の方が待機していて、あと68名が、例えば陸別29、本別25だとか、あとは帯広だとか、そういうところに行ってますから。その方も含めても大体170名ぐらい、いるわけなのです。

だから、この環境を解消していくということになると、相当やっぱり私は厳しい状況ではないかと思うのですけれども。

ただ、その今の我妻病院が老健施設ができて、今回の分が解消するということになれば、どういう内容になってくるか。わかる範囲以内でよろしいですから、もしお聞きできればと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

まず、医療介護保険福祉の連携システムを昨年の4月から取り組みをしているところでございます。

そこで、最初の1点目の、まずは大きく一歩を踏み出した、それは我妻病院さんが新型老健施設へ転換していただくことが確認できましたということで、報告をさせていただいております。

そこで、少し我妻病院さんの内容を少し説明させていただきますと、そもそも新型老健というのは一体何なのですかと言いますと、老健施設というのは、ちょうど本別にアメニティがございます。これが老健施設なのです。そこに新型とついています。何かと言うと、我妻病院さん、この器は変わりません。器は。この中で、従来も下でやっている診療業務については、継続して同じ施設の中でやっていきますということでございます。

では何が変わるのですかという、わかりやすく言うと、2階の部分の入院施設、これが老健施設に転換をしていただくということでございます。

ですから、住民説明会もやったときに、私我妻病院さんにお世話になっているのに一体どうなってしまうのだと、こういう御心配の声もいただいたのですけれども、診察業務は引き続きやります。ただ、従来と違うのは、ちょっと入院して経過観察しましょうだとか、そういうことになったときに、では上に入院ということには今後はならないということなのです。

その場合は国保病院と連携をしていただいて、国保病院に入院をしていただくだとか、そういうことになっていくということでございます。

そこで、ベッド数の関係でありますけれども、今現在、我妻病院さんでは一般の病床20床、それから、介護療養病床が30床、合計50床の入院、ベッドがございます。この50床全部老健施設に転換をしていただくということになります。

議員からは、いろいろ町内全体の今現在の

介護を必要とされる方の主要人員の数、あるいは町外でお世話になっている方の数なんか御報告がございました。

そこで、数がそもそも足りないのではないのかという、こういう御心配だと思っています。ひとつ御理解をいただきたいのは、この連携システムが一番の目指すところは何かといいますと、目指すところはやっぱり在宅、ここを一番の目標としますよということなのです。在宅。ですから、当然そうは言っても在宅では難しいという介護の方、例えば、一つの目安として介護度が4だとか5だとかという方というのは、なかなかその条件というのは難しいのかなというふうに思いますけれども、それはやっぱり特養で受けるですとか、あるいは比較的軽い方については、これは民間でやっておりますケアハウスですとか、あるいはグループ訪問ですとか、そういったことをうまく調整機能を設置をしながら相談業務にも当たっていくのだというようなことでございます。当然これから、検討していく中では、前にも少し報告をさせていただきましたけれども、これは今すぐということではありませんけれども、この連携システムをつくっていく中では、わかりやすく言えば高齢者の専用住宅的なところも必要のかなと、こんな検討もしてくということにしておりますし、あるいはグループホームも必要のかなと。こんな検討もしていかななくてはならないということです。

そこで、これは町民の皆様方にもしっかりと経過を報告していかななくてはいけないのですけれども、仮にその介護施設をつくるということになれば、切っても切り離せない問題で、介護保険料の問題が出てくるということなのです。

これは、前にも一度報告させていただいたというふうに思ってますけれども、2年、33年ぐらい前に、足寄出身の方が、足寄でグループホームをつくらうかなという、そんなお話があったときに、少しその保険料がどうなるかということで検討をさせました。

そうしますと、グループホームというのは1ユニット9名なのです。定員。9名の施設をつくるだけで、概算ではじいても、月額保険料が1,000円上がってしまうのです。ですから、施設をつくれればいいのかということ、そういった問題も出てきますよということもあるものですから、ですから、そのところを全体のこの連携システムをつくることによって、家族の方、何か困ったことあればすぐに相談をしていただいて、ではその調整機能を働かせて心配のないような、すなわち安心してこの町に住み続けられるシステムをつくりたいというのが、この狙いでございますので、詳細、人数的なことはありましたけれども、そこら辺のところはちょっと省略をさせていただいて、大きくりていきますとそういう構想だということでございますので、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 10番 後藤次雄君。

○10番（後藤次雄君） 今、町長から答弁ありましたけれども、この問題は今回3月で自治会連合の集会がありました。学習会を含めて。あのときの人数というのは、今まで自治会連合でああいう学習会をやったけれども、60名から70名だったのが百何十名も集まって、結局、物すごい盛大だったのです。というのは、今、町長が言われたとおり、この関係というのは町民がすごく関心を持っているのです。だから、中身はみんな知らない人、例えば町長も言われたとおり、今までかかった人はあそこで手術もできないかという、そういうことも含めて、ある程度、あの集会に出た人はわかっているのですけれども、やっぱりそういう心配、結構あるのです。

だから、強いて私が今回言ったのですけれども、そういうことで、とにかく細かいことはこれから具体的に今、福祉課の参事が進めているということですから、それはいいので

すけれども、ただ、その中で言っている、総合相談窓口とあります。今回の行政報告の中にありますけれど。その内容はどこら辺まで広げてやるのか。どういうことを具体的にやるか。その辺ちょっとわかれば、お知らせしていただきたいと思いますが。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（堀井昭治君） 今回の行政報告でも報告させていただきました、地域他包括支援センターの機能強化事業ということで、今年着手する予定でいるわけなのですけれども、その中で今一番問題となっているのが、例えば、特別養護老人ホーム、100名の待機者がいますよと。こういった数字だけが先歩きしてるわけなのですけれども、現実的にこの100名の方々が足寄の特養だけに申し込んでいるのではなく、ほかの施設にも当然申し込んでいらっしゃる。逆に言うと、ほかの施設を中心に申し込みながらも、特養に申し込んでいらっしゃる方もいる。このような実態がまずつかめないというのが一つ。

それと、どこの施設もそうなのですけれども、入所までに数年かかるという状況の中で、申し込みをした時期の状態と今の状態がどうなっているのか、これもまた一つわからないことも実態でございます。

常に、介護度を見ながら入所判定委員会等を開く中で、上位の方々と言いますか、次に入られる予定の方々の状態を把握していくわけなのですけれども、その段階で一定程度の情報は得るわけなのですが、そういった情報が全体的に把握しきれないのが実態です。

そういったこと、どこの町村も一番危惧しております、実態がつかめないとどういった対策を講じていいのかわからないというのが一番の問題ですので、そういったことで、そういった情報をまず集めたいと言いますか、集約したい、整理したい。そのためには個別に家庭訪問なり、それから、介護に実際に行かれています方々、そういった方々の意見を集約する。その中での町民人数を含めた相談も含めて聞いてくる。そういったこと

で、いろいろなことをやっていきたいというふうに考えたのが一つと言う総合相談機能という部分なのですけれども。

その相談に基づきまして、その方に一番ふさわしい介護サービスはどのようなものなのかと。これを関係する機関、当然に町も入りますし、特別養護老人ホームも入ると思いますし、民間の介護施設等も入ってくるのだらうと思うのですけれども、そういったいろいろな機能を持った施設がありますので、その施設の中でどこが一番、その方に適しているのかと。こういったことも含めて判断をしたいと。

本人が望む場所も当然あるのでしょうけれども、そうではなくて、全体の限られた資源を有効に生かすためには、どのような入所のあり方が正しいのかということ全体に調整をしたいと。こういった調整機能を持たせたいというのが、ソーシャルワークセンターとしての最終的な形でのイメージであるということなのです。

今、現在は入所決定についてもそこその施設で、各自おのおのばらばらに決定していった状況がございます。

そういうことも含めて、一括して調整をして、全体的にバランスの取れた足寄町全体の中での介護サービスを展開していきたいというのが、今考えているところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 10番 後藤次雄君。

○10番（後藤次雄君） わかりました。

これから、24年の4月に向けて今、一生懸命やっているといますから、私ども所管がそっちの方ですから、それなりに私なりに勉強していくし、所管の中でも説明をしてもらいたいと思います。

それで、先ほど町長、ちょっと私、済みません。抜けたのですけれども、例えば、我妻病院で30床と一般病床が50床あります。これは全部が、そうすると老健施設の病棟に

なるということでもいいのですね。はい、わかりました。

それともう一つは、今、いろんな足寄町も結局人口を含めて、例えば今75歳以上の人が、結局、65歳以上の高齢者の中で、75歳以上の人が一番多いのです。1,420名ぐらい今いるはずですけども。

そして、うちも33.1%から高齢者率というのも余り変わってないのですけれども、そういう中で、恐らくまたいろんなことが出てくると思うのです。

だから、ぜひこういうことも含めて、この老健介護保険、それから福祉と連携して、これは絶対必要だと思います。だから、まずこれは安久津町政の3期目の目玉として、ぜひよりいい方向に向かってお願いしたいと。

それから、ただ足寄はそうは言っても、人口が減っていると言いますけれども、出生率だけは、ほかの市町村から見ると相当いい方向に向かっていると思うのです。だから、この間の道新に出てましたけれども、全国では1.39%、それから北海道では1.21ということで、足寄は平成8年の段階で1.86ということで、全道一になるのではないかと、全国一になるのだという、そういう予測もありましたけれども、9年、10年たってますから、その辺は数字が若干かわっていると思いますけれども、ただ12年から21年の10年間の出生率は、大体610で、650で、平均したら大体65名ぐらいになっていますので。

それから、お亡くなりになった方は、大体10年間で936名ということで94名と。それからいっても、このままで行くと、余り30名ぐらいしか人口が減らないようになっていますので。

これはまだまだ、いろんなことがありますからわかりませんが、そういうことでは、今のこの医療を中心とした介護保険、福祉、医療システム、これは本当に構築されれば、本当に私自身も物すごくいいことだと思っておりますので、ぜひ今後もいろんな角

度で先ほど町長も言いましたように、町民の皆さんに、やっぱりこのことはすごく関心がありますから、ぜひ対話をして、進めていってもらいたいということをお願いしておきたいと思います。

次に、3番目になりますけれども、カラムツの利活用についてということで、報道ありますね。去年、これは昨年11月か12月に国に提案した部分ですけども、これは具体化、具申化に向けて調整、検討を進めているということになりますけれども。

これは、前に話されたカラムツを主体にした森林組合も入った協同組合をつくるという話がちょっとあったのですけれども。

そのこともこの中に入っているということをお聞きしたいです。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

まず、前段の連携システムの関係でいきますと、あえて少しつけ加えさせていただきますと、まずは我妻病院さんとの役割分担、連携のため、既に国保病院の体制も少しは強化をしております。

まず、4月からは、これは将来的に訪問リハビリもできるようにということで、理学療法士も1名増員をさせていただきました。

それから、来年の4月からといったって、もうすぐでありますから、まずその我妻病院さんのスタッフとの連携も含めて、しっかりやっていかなければいけないということもあって、従来の国保病院の看護師長を連携室のほうに参事として配置換えをして、その部分を主に担っていただく。当然、最終的な詰めで行きますと、今現在、我妻病院さんに入院している方が国保病院のほうに移動してもらおう。あるいは国保病院に入院されている方が我妻病院さんという、こういったことも想定されるわけありますから、そこら辺については、しっかりと4月1日に慌てることのないように、着実にそういったことをやっていくための体制を整えてますので、逐次こ

れも、文教委員会なり含めて、逐次進捗状況については報告をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

それから、さきほど福祉課長からも答弁したとおり、この仮称ということでソーシャルワークセンター、私は町民の皆さん方には何でも相談所だという、こういうお話もさせていただいているのですけれども、この体制構築に向けて、今回の補正予算にも計上させていただいておりますけれども、国の事業にも採択をされましたので、ここでの情報発信も含めて、そういったことも着実に進めておりますので、これも逐次報告をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

次に、後段の我が町のカラマツの利活用の問題でございます。これもこの間、一部新聞報道等もありまして、議会にも一定の行政報告をさせていただいているところでありますけれども、実は昨年11月、12月にかけて、国、農林水産省の林野庁のほうに、我が町の豊富なカラマツ資源、これをやっぱり活用していきたい。これもある意味循環なのです。循環をさせていきたい。すなわち、カラマツというのは40年から50年で活用できるわけでありますから、これを伐期が来たら倒す。倒した後は確実に植えていくのだ、植林をしていくのだと。さらに、その中で先ほどもお話あった、協同組合の話がありました。これは加工場、木工場の関係でございます。今の町内でカラマツをしている工場というのは、民間の1社しかございません。後継者もないということもあって、将来いつまでもということにはならないよという、そういう問題提起も受けながら、協同組合でもつくって受け皿づくりといいますか、新たな取り組みという、そんなお話もいただいたものですから、先ほど申し上げましたこの循環システムの中に、当然加工場があればこれは最高なことのわけでありますから、これを国のモデル事業にさせていただけないかということで、林野庁に提案をさせていただいたとこ

ろでございます。

目下のところ、まったく光は見えておりません。それはなぜかと言いますと、これまた3月11日の東日本の大震災の関係も含めて、国自体、これは全省庁が先行き見えないというような状況もあります。大いに期待をしているところでありますけれども、しかし、今の段階でちょっと希望的なことも申し上げられませんが、しかし、提案をさせていただいていることというのは、私は間違っていないというふうに思っております。

しかも、今蓄積されている年齢がちょうど伐期が来ているやつ、あるいは伐期が数年後には来るといふ、わかりやすく言えば平年こういった木、このところでこう山になっているのです。ですから、今このことをやらないと、この蓄積量の平常化というのはできないというふうに思っていますから、このことはしっかり、もちろん森林組合も含めて、あるいは町内の造林業者さん等も含めて、これから少し国の動きも見極めながら構築をしていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 10番 後藤次雄君。

○10番（後藤次雄君） わかりました。国の動きがまだわからないということですから、これ以上、私のほうから、中身についても答えられないと思いますので。

次に移りたいと思います。

第4番目の農業後継者対策についてでございますけれども、うちは放牧酪農ということで、かつて北海道でも認定されているところですから。

ただ、今回、新規就農者対策も、かなり足寄町は受け入れもよく、過去にもいろんな新聞報道にも載ってましたし、すごく成果も上がっていると思うのですけれども、ただ今後、今までの取り組みを含めて、具体的にさらにどうやって進めて行くのかということ

が、説明していただけるのであれば、説明していただきたいと思っておりますけれども。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

後継者対策ということで、まずは新規就農者のことでいきますと、おかげさまで農業経験のない方も含めて、結構高学歴の方含めて、農業をやりたいということで、そのときにやっぱり、いろんな方が新規就農、しかも放牧酪農をやりたいというのであれば足寄へ行けということで、多くの方がそういうありがたいことにお話をいただいているということで、この間着実にそういう方が、足寄町で2年間実際に受け入れ農家さんで研修をしながら新規就農をしていただいているということでございます。

これまで、たしか13組だというふうに思ってますけれども、今なお、芽登の研修センターに、たしか3組入っておられる。そこでの課題というのは何かと言いますと、新規就農をしたいという方がいらっしゃいますけれども、では目指すその就農先、適地があるのかどうかということも含めて、こちら辺については、さらにはこれまで以上にJAさん、農協のほうと連携を強化をしながら、単にもう離農が決まった、あるいは離農した後ということではなくて、将来、本当に自分のところで後継者がいるのが一番なのですけれども、後継者がいなくて、ある意味、例えば、65歳を超えて営農していると。しかし、先はやれるところまでやって、その先はどうなるかわからないだとか。これは、単刀直入にわかりやすいお話もしているのですけれども。

そこら辺も含めて、JAさんとも連携を取りながら、おおよそのめどといいますか、そういった部分も含めて、ここの生産者の後をどうするのかということも、しっかり担当者レベルで突き合わせをしながら、間違いなく今のところ、足寄町に新規就農したいという方はいらっしゃいますし、さらには問い合わせ

せ等も来ているというのは事実でありますから、そのところをしっかりと連携を詰めてやっていきたいなというふうに思っております。

それから、新規就農に限らず、農家指定の皆さん方が、実は結構の方がやっぱり一たん社会人になったけれども、やっぱりお父さんの農場を継ぐよということで、芽登方面あるいは、螺湾方面含めて、結構帰ってきてくれるのです。

ですから、ただ、そこでまた一方、では今度は伴侶の問題もあるということもありますから、当然お嫁さんを連れて帰ってきているという方もたくさんいらっしゃるわけでありましてけれども、なかなかその伴侶の問題というのも一つの課題ということもあるわけがあります。

これは、農業委員会、あるいは農協とも連携をしながら、そういった対策等も含めてしっかりとやっていきたいなというふうに思っております。

それから、もう一つ私自身、ちょっと問題意識として持っているのは、これまでその後継者対策というのはどちらかという酪農のほうなのです。

畑作部門というのは、実は率直に言って、新規就農者については、ゼロであります。ですから、では畑作農家の方で、後継者のいないところがないのかということ、そうではないというふうに思ってますから、こちら辺も含めて、どうしていくのかというのは今後の大きな課題だというふうに認識をしておりますので、その辺についてもJAさんとも共通認識のもと、ちょっと中長期的な戦略を立てていかなければいけないのかなという、最近そんな問題意識も持ってますので、そういったことも含めて対応してまいりたいなというふうに思ってますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 10番 後藤次雄君。

○10番（後藤次雄君） 足寄は、放牧酪農推進のまちということで、幅広く全道的にも全国的にも有名になって、ただ、今、町長言われたとおり、13組が来るのだけれど、実際に今残っている3組ということになると、これをずっとこういうふう回転をしてくのか、本人の希望もありますからそれは、農協と連携をして募集しても来ないということもあると思いますけれども、ただ、これだけのことをやって、ああいう住宅も含めての研修施設をつくったわけですから、ぜひ今後のことを、足寄の放牧酪農推進のまちという名のもとに、もう少し中身について検討していったらいいのではないかと思います。

それから、畑作の関係、これも私はずっと気になったのですが、例えば足寄は畑作の農家の町ではなく、どちらかというと酪農の町です。

ところが、やっぱり畑作もこれから重要になると思うのです。これはちょっと関係ないのかもしれませんが、例えば他の町で、道の駅などでやってる、今売り上げが上がっているところは、全部畑作、朝出し、朝採りの野菜を出しているということが、全国的、全道的にも特に中札内、更別です。あそこなどもそういうことでやっていますから、だから今、町長が言われたとおり、この畑作をもう少し足寄町で広げていけば、ああいうような立派な足寄の道の駅ができましたから、そういう面で、もちろん道の駅もそれなりにやっぱり利用者もふえるだろうし、町民の方も、そういう野菜が格安で新鮮なものとなれば、やっぱり買いに行くと思うのです。

だから、中札内なんかでも帯広近郊の方は、すごく帯広市から行ったらすごく多いみたいです。更別含めて。

だから、そういうことも含めて、恐らく町長は言っていると思うのですけれども、ぜひそういうことで私も進めていってほしいと思います。

それで、次に第5番目の地域内の経済の環境ということで、今回住宅新築に当たって、

地元企業を結局応援するというので10戸分、それから、まちづくりにつながる活動の助成ということで、5団体ということで、今回提案されていますけれども、まずは住宅の関係、これはすごくいいことだと思います。ただ、私が心配していることは、これは行政執行方針の中では、説明が具体的になかった。町職員の持ち家の手当が廃止になるということが、報道機関で出されていました。

きょうの新聞の折り込みにもそういうことで載っていました。

だから、それが例えば、そういうことが行政考えているのかどうかも私はわかりませんが、例えば町職員のそういう持ち家制度を廃止するということになれば、これは労働協約なり、労使協定なんかもあって、恐らくこういう今まで進めてきたのだと思うのですけれども、その辺、検討するというふうになってますけれども、どの辺まで行政として考えているのか。労働組合の関係もありますから、もしできればその辺の説明をしていただきたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

職員の持ち家手当制度は、これは議員仰せのとおり、これは労使間でしっかりと協議をしないといけない。現段階、全く協議はできております。これはとりあえず今回の御提案を申し上げた、やっぱり民間と言いますか、地元の建設業者の大変な状況も含めて、あるいは持ち家を持ちたいという町民の皆さん方、あるいは移住者でも構わないのですけれども、そういったことも促進をしたいということで、とりあえずはこの制度を走らせたいということで、提案をさせていただいたところでございます。

そこで、これに関連して、職員の持ち家手当どうするのという、こういう取材を受けたときに、当然これは今後、労働組合でしっかり話をさせていただいて、すぐに廃止なんということにはならないというふうに私も認識

はしておりますけれども、これは方法論を含めて、労働組合にも御理解をいただきながら、将来的にはこの制度に一本化をしていきたいなという思いはあります。

ただ、これは少し時間はかかるかなと思ってますけれども、ですから今回スタートする持ち家手当、仮に職員が、ことし建てたいというふうになったときには、これには職員については、持ち家手当制度がなくならないわけですから、これには該当させないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 10番 後藤次雄君。

○10番（後藤次雄君） 今、説明を受けました。

やっぱり、労働協約、労働基本のやっぱり基本的なものですから、やっぱり役場の職員といいながら、労働組合というものがあるわけですから、今町長が言われたとおり、そこをきちっと整理してからではなくては私はできないと思うのです。

この提案はすごくいいと思います。これは地元の業者になるべく仕事をさせたいということだと思いますから。それはすごくいいと思いますけれども。

ぜひその辺は、報道によると、今にもこの持ち家手当制度を含めてなくなるというようなことでとらえている町民の方もおりますので、それは役場の労働組合、労使の関係ですから、それ以上のことは言いませんけれども。

それで、今回、10戸分ということになりました。この10戸分というのは、やっぱり予算的なこともあって10戸分ということで設定したのか、それをちょっと聞きたいところです。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

住宅に関しましては、10戸分ということ、それから、まちづくりに関しましては、

当面5件分です。とりあえず予算計上させていただきます。

10戸という根拠は、これまでのその町のここ数年の町内における住宅の新築の状況を見させていただいて、予測を立てて、とりあえずは10戸分ということで計上したと。

これが、もし予算が足りないということであれば、議会のほうに追加で補正ということでお願いをしたいということで考えておりますので、御理解をいただきたいなというふうに思います。

○議長（吉田敏男君） 10番 後藤次雄君。

○10番（後藤次雄君） わかりました。

それから、後段のほうの、まちづくりにつながる活動への助成ということで、これは5団体に絞って、これはまちづくりにつながる活動ということになっていきますけれども、これは例えば、どういうことを活動すれば助成がされるのかどうか、ちょっとこれはこの間の執行方針の中で具体的に書いてなかったものですから、できれば町長なりにこういうことやれば、こういうことで助成しますということがあれば、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

私が思っているのは、あまり四角張らないで、いろんな発想のもと、活動をしていただく団体というふうに思っております。

そこで、概略的にちょっと考えていることを申し上げますと、例えば環境にかかわる部分ですとか、あるいは福祉のボランティア活動ですとか、あるいは文化的、あるいはスポーツ的、ですから、一例を挙げますと、例えば町の中を我々何人かで花をいっぱい飾って、ちょっときれいなまちづくりにしようという、こんなものでも私はいいのだというふうに思っているのです。

例えば、中学生なり高校生でも私はいいのだというふうに思っているのです。ただ、そこに

は必ず未成年者であれば指導者のな方がついてもらうという、そういう条件は当然必要になってくると思いますけれども。

とにかく、町の元気といいますか、活力といいますか、さらにはそういう活動が積み重なっていったって、例えば、将来的には数年後には団体として一つ、独立をするだとか、そういうことにつながればいいなという、そんな思いもしているところでございます。

ただ、そこには例えば既存の団体が何かをやる、あるいは既に別な補助金をもらっていて、そこが足りないからこっちもと言うのは、それはちょっと対象にはてきないのかなという、そのようなふうにも思っているところでございます。

いずれにしても、大まかには、要綱等も詰まってはおりますけれども、最終的には議会で承認をいただいた後に、最終、細部については調整をしながら、できるだけ早く実行に移れるようなことで考えたいなというふうに思っていますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（吉田敏男君） 10番 後藤次雄君。

○10番（後藤次雄君） わかりました。

今、町長が言うとおりの、簡単には何でもかんでもというわけにはいかないとは思いますが、それは中身審議をしてやらなくてはいけないと思います。

それで、今回の質問に対して、具体的なことも含めて町長のほうから御答弁をいただいたし、これからやっぱり4年ですか、協働まちづくりにつけて、やっぱり町民との会話ということで先ほども言いましたけれども、ぜひやっていってもらいたいし、議会自身も、今回新条例、総合条例組みまして、1条が238条と、こういう立派な条例ができました、その中でも町議会としても町民との対話、これは広報広聴委員会がやるとなってますけれども、そういうことになってます。そのことも含めて、やっぱり行政もやってもらう、それから、議会としてもやるということ

で、両立でやっていって、これも町民相手のことですから、どこまでいろんなことをやって、対話をやって浸透するかはわかりませんが、そういう努力はやっぱり、行政も議会も必要だと思うのです。だからそういう立場で、私も微力ながら、町民に対してそういうことも含めて、がんばっていきたいと思います。

そういう意味で、今回質問を終わらせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（吉田敏男君） これにて、10番後藤次雄君の一般質問を終えます。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前11時06分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

次に、9番井脇昌美君。

9番 井脇昌美君。

○9番（井脇昌美君） 議長よりお許しを得ましたので、通告書に従いまして、これより一般質問をさせていただきます。

2点について、一般質問をさせていただきますが、所要時間の関係もありますけれども、まずは1点目から質問をさせていただきますと思います。

町長選挙の結果についてでございます。

去る4月24日に執行されました統一地方選挙、町長及び町議会議員の選挙が行われ、私自身も町議として再選をいただき、心新たに町民の代弁者として町の発展に取り組む所存でございます。

さて、町長の選挙結果についてお伺いをさせていただきますと思います。

町長は、3期目の町政を町民より再選されたわけですが、審判を下した町民も、そして当の私本人も本当に驚いた次第であります。あの得票の結果をどのように町長は受けとめたのでしょうか。

この先、4年間、町政を担うためにも町長も冷静たる検証をされたことと思います。具

体的にお示しをしっかりとしていただきたい
と思います。

また、今定例会の町長行政執行方針でふれ
られておりませんでした。町長から選挙公
約として示されておりました、特別養護老人
ホームの待機「ゼロ」を目指す公約されて
おりました。

町民の方々も大変期待していると思いま
す。私もこの件に対して、非常に困難に思っ
ておりますが、示された待機「ゼロ」に策、
むしろ秘策があるとすれば、具体的にお伺い
をいたしたいと思えます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） 井脇議員の一般質
問にお答えをいたします。

まずは、町長選挙の得票結果の受けとめ
と、検証についての御質問でございますが、
先ほど後藤議員にお答えいたしましたとおり、再
選という結果をいただいたことに感謝をいた
しているところでございますし、行政執行方
針で申し述べたとおり、2期8年の町政運
営、経験をもとに町民目線を持って、誠心誠
意町政運営に努めてまいり所存でございま
す。

次に、特別養護老人ホームの待機「ゼロ」
に策があるとすれば、具体的に伺いたいとの
御質問でございますけれども、これは選挙公
約でゼロということで、お示ししたとか、し
ないとか、それは全然言うつもりはございま
せんけれども、少なくとも介護にかかわる、
あるいは医療にかかわる連携システムを構築
をしていきたいというところで、そこの行き
着く先が、待機者ゼロにつなげたいという、
こういう意味でございますので、ぜひ御理解
をいただきたいというふうに思えます。

議員仰せのとおり、具体的な策を見出すこ
とというのは、これは大変困難な課題である
というふうに私自身も考えているところでご
ざいます。

少し内容をお話ししますと、現在、特別養
護老人ホームに対して、99名の入所申し込
みがある状況ということになってございま

す。

現実問題として、入所対象となってくると
いう表現がいいのかあれですけども、今、
入所させるという仕組みと言いますか、従来
は申し込み順ということも、いつきあった
わけでありまして、今は介護度に応じて必
要性の高い方から入所をしていただくとい
うことで、先ほど福祉課長も申し上げたと
おり、判定委員会というものを持っており
まして、その中で入所を順次していただく
という、そういう意味で、現実入所対象とな
っている方、すなわち介護度4、及び5の方
が入所現実ということになってます。

それで、この介護度4、及び5の認定者数
は、29名ということになってございます。
99名の申込者のうち、在宅で入所を待っ
ている高齢者の方につきましては、34名で
す。

このうち、介護度4、及び5の認定者数は
5名という状況でございます。

また、65名の方々は、様々な介護施設へ
の入所、あるいは、病院に入院をしている状
況でございます。

さらに、70名の方々は、特別養護老人
ホームへの入所には、すぐには現実として結
びつかない介護度が、1から3の認定区分に
属しているということでございます。

これらの現実につきましては、大半の方々
が将来への不安をぬぐいきれずに、特別養
護老人ホームへの事前入所申し込みにつな
がっているものというふうに思慮している
ところでございます。

これらが町民の方々の持つ将来への不安
等をぬぐい、生活の安心感を情勢していく
ことが特別養護老人ホーム待機者「ゼロ」
の町につながっていくものと考えている
ところでございます。

以上の考えの実現に向けて、平成22年、
第4回定例会、及び今定例会において、行
政報告をさせていただいたとおり、ます
ます人口の減少と高齢者の増加傾向が顕
著となっていく本町の将来をしっかりと見
据えて、すべ

ての町民が安心して暮らせるまちづくり、これを目指して在宅生活を支えるシステムの構築に向けて、大きく9項目に及ぶ構想を骨格とする医療と介護、保健、福祉の連携システムの具現化に精力的に取り組んでいる最中でございます。

現実には、高齢者の方々の増加が進行していく中で、すべての町民が安心して特別養護老人ホームの待機者ゼロとなるということ、というのはすぐには望めないものと考えておりますが、それぞれの課題に、着実な対策を講じ、十分に要介護者等の状態把握を行い、町民が必要とするときに必要なサービスが提供できる仕組みをつくりあげて、町民の信頼にこたえる適切な介護支援を提供することが可能な社会となれば、町民の安心感が増幅されいくと考えているところでございます。

結果として、将来を心配をしての事前入所申し込みをしなくてもいいということ、必要時の申し込み、あるいは介護相談等により、適切な介護支援サービスを受けられるサービスを受けられる社会環境をつくっていくことにより、現在のような事前入所申し込み者数は、激減をしていくものと想定をしているところでございます。

現状のように、入所申し込みを行いましても、相当期間入所ができず不安でいる状況から、すべての町民が安心して暮らせる町に転換ができ、特別養護老人ホームの待機者は限りなくゼロに近づいていくものと考えております。

今後におきましても、すべての町民の安心感をはぐくみ、生活を守り、支えていくための医療と介護、保健、福祉の連携システムの早期の具現化に向けた努力をまいる所存でございますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

9番 井脇昌美君。

○9番（井脇昌美君） まずは、選挙結果のことについて、触れさせていただきたいと思

います。

冒頭に、今、首長のほうから、公約ではないと。待機者ゼロということは、公約としては余り申してないというようなニュアンスの発言をされましたが、本年の4月23日の北海道新聞社さんのインタビューに答えられて、期日が4月23日だったような記憶はしているのですけれども、たしか21日か22日に選挙公約の一部として、選挙の一つのこういうことを目指した、掲げた戦いをということで、農業、林業の振興と、道新さんの掲載している公約の一部に特別養護老人ホーム待機者ゼロということは、きちっとまずはうたわれてますから、後日お調べをしておいていただきたいと思います。

さて、町長選挙の結果についてですけれども、10番議員さん、立派な行政方針も含めた町長選挙の結果にもふれておられました。

極力重複のされないような、私も質問をさせていただきたいと思います。

その中で、10番議員さんの質問の中で、町長がお答えをまずされました得票差は、余り気にはしていない。勝ったからいいということではないのですけれども、それほどこだわってませんよと。私もちょっと分析は違うのですが、どうもそのことに対して、私が、または町民の皆様方が首をかしげていると。

私、今ここで、立って質問をさせていただいているのですけれども、私自身の401人の代弁者ではなくて、2,332名の私は代弁として、今ここで質問をさせていただいているつもりでもございます。

その中で、私はどうも首長のおっしゃった、あなたのおっしゃった、得票差はあまり気にしていないというおっしゃり方は、私は、どうもちょっと腑に落ちない、そのことがもう一つ10番議員さんのお答えになった、検証のされ方が具体的に示されていないかなと。こうこう、こういうことも要因だと。ただ、私から一つ言って申し上げますと、二人でやったわけですから、固有名詞を

避けた、避けてないと言ってもどうしようもないのですけれども、片やAさんは、10カ月も1年もかけて、1件、1件しらみつぶしに細かく回られて、政策を訴えられたと。また、その政策にもあなたがおっしゃったように、私も疑問に思っていましたけれども、政策もちょっといびつで、ちょっと理解のしがたいところもあったけれども、それも説得して歩いて、住民に信頼を得たと。

方や、公務をきちっとした中で、ほぼ実働的には、本当に4日、5日間の中で街頭演説をされて、非常にそういうハンデというのは理解できます。その差もあるのかなという、私の考えもありますけれども、それにしても、この差というのは、これはちょっと異様な、当然冒頭にも申したとおり、予測もしなかった結果であるのは事実だと思います。

私はそこを、もう一つ分析をし、しっかりとそのことが町民に示す、これがいい機会であったのかなと、一つは、私は安久津カラーというものが、さっぱり表に出て、もうひとつきてないのではないかなと。

というのは、足寄町の将来のビジョンというものを、きちっと示されていない。ビジョンが見えてこない。だから、何となく2期8年間というものが進んできた。

非常に今のあなた、首長、資金繰りという表現が正しいのかどうかわかりませんが、運営には恵まれていた8年間にも私には思えます。

特に、前政権の中では景気対策として、大きな大きな交付金も、これは足寄町には限らないですけれども、一つの選挙戦略としてもばらまきもあったでしょう。

また、予期せぬ森林災害によって、予想外の収入もあった。そのことが非常に、いろんな事業をおこすのにも第五次総合計画、足寄のその大綱をもある程度それに沿って円滑にやってこれたと。

非常に運のいい町長でもあったなど。属に言う、運も実力のうちですから、力のうちですから結構だと思うのですけれども、私はそ

の辺を町民の人が思っているのではなからうかなと。もう一度お聞きしますけれども、この得票数というのは、首長さん、余り気にしないのですか。

再度お聞きしたいのですが。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

一部、先ほど後藤議員の御質問にもお答えをいたしましたけれども、特に首長選挙、とりわけ今回につきましては、二人の戦いであったということですから、これは当選するか、そうでないかしかがございません。これは選挙でありますから、1票差でも当選は当選でございますし、それがやっぱり町民の皆様方の審判をいただいた結果だというふうに、そういう意味で申し上げているわけでございません。

さらには、議員仰せのこの選挙結果、得票数についてもどうとらえているのか。という部分。これは先ほど後藤議員にもお答えをしたとおり。その前にちょっと申し上げておかなければいけないです。公約云々かんぬんの関係でありますけれども、先ほど申し上げたとおり、特に否定するとかそういう意味ではございません。取材も受けまして、その話もします。昨年の12月の定例会でも、当然その医療、介護、保健、福祉の連携システムを仕上げていくことによって、待機者ゼロにつなげていきたいということで、これは行政報告でも明確に申し上げてますから、当然その延長線上では、ある意味公約の一つだというふうにとらえられても結構でございますけれども、間違いのないことでございますから、あえて私もそのところ、別にこだわる必要はございませんけれども。

ちょっと中断して申し訳ございませんけれども、今回の選挙戦、先ほどもお答えしたとおり、本当に政策論争できたのかなということになりますと、私はリーフレットも出しまして、一定の項目等も町民の皆さん方にお示しをしてきたところでございます。

ただ、先ほどもある意味反省も含めて申し上げたのですけれども、本体車も出さなかったということも含めて、あるいは現職であったということも含めて、私自身の選挙活動という部分で振り返ると、ある意味町民の皆様方からは、町長は現職としてあぐらをかいているのか、ある意味選挙民をばかにしているのではないのかと、こういう受けとめ方もある意味された部分もあるかなというふうに私も思っているところでございます。

現実、私を支援していただいた後援会の皆様方からも、先ほど申し上げましたとおり、厳しい御指摘もいただいたということは事実でありますから、これは率直に認めるところでございます。

そこで、相手候補の政策、これはどうだったのかなと見ますと、私は選挙の法廷びらも読ませていただきました。それから新聞報道も読ませていただきました。私は三つしかなかったのかなというふうに思います。一つには先ほどもございました、産廃施設の問題でございます。これは、論争に私はならないと思いました。それは法に基づいてしっかりと設置許可をいただいた業者の方が、しかも自分の私有地の中に作る施設、これは先ほどありましたけれども、これが埋め立てする品目のうち、例えば放射線を発生するような、あるいはダイオキシンを発生しているようなものが、そこに埋め立てられるかということ、そういう施設ではないということ。これは何回でも議会でも御本人ともやり取りをさせていただきましたけれども、これは行政としても、私として、その個人の事業活動にどうのこうのということにはならないということでもありますから、これは政策論争にはならないなと思ってました。

二つ目、これは農協の組合長さんともお話をし、今回の東日本の大災害の関係で、これは先を見通したときに、電子力発電所、これは簡単にはちょっと収束できないだろうということもあって、この放射能の汚染が広がらないうちに、福島県で酪農、あるいは畜産、

農家の方がたくさんいらっしゃるわけでありますから、ここの搾乳している牛は別であります。さらには20キロ圏内は、それはもう全然だめです。これは全頭淘汰でありますから、ですから20キロ圏内外の後継牛、若牛です。これは早いうちに受け入れることができないかという、そういう相談をさせてもらったということなのです。結果は結びついておりません。

要するに、なぜそういう発想になったかと言いますと、いざ復興がされて営農を再開するとなったときに、牛がいないことには営農できないわけです。

ですから、それは若牛を早目に避難をさせて、そこを支援することによって、将来残念ながら被災を受けた生産者の方々の、少しでも手助けになればなど、そういう思いでそんなことを検討してきますということを行った部分につきまして、放射能を浴びている牛なんてとんでもない、もっと言えば放射能を浴びてない牛でもだめだと。彼女はそういう言い方をしたわけでありますから。これも全然、論争にならないなというふうに思っております。

それから、三つ目は、たしか選挙法廷びらですか、そこに最後に書いてありました。図書館をつくりますと書いてございました。唯一これが政策と言えれば政策かなというふうに思っておりますけれども、そんなことで私が不十分ながらもお示ししたこと、それから相手の方々が町民の皆様方に訴えたこと。これで行きますと、私は得票の結果において、じゃあこういう得票の結果であります、約500ちょっとの差だったというふうに思いますけれども、それを踏まえて、相手候補の言ったこと、これはやっぱり町民のために私の今後の4年間の中で取り入れていかなければならない部分だなど。申しわけないけれども、参考になるものは、私は皆無だったなというふうに思っております。

そういう意味では、残念だったという思いもあるのも事実でございます。

そういう意味で、先ほど来からお答えをしているとおりに、そんなに分析といってもしてないと、しかし、現実、こういう投票差であったということも、これは現実でありますから、それは真摯に受けとめをして、とりわけそういう意味では、現職として町政運営をしていく上に当たって、やっぱり先ほどもお答えしたとおりに、町が取り組んでいるいろいろな政策等については、逐次やっぱり、町民の皆さん方にもある意味情報公開という意味も含めて、そういう正しい情報をお伝えをする努力をしていかなければいけない。さらには、町民の皆さん方、今何を考え、何を行政に望んでおられるのかという、その広聴の部分もしっかりやっていきたいということで、先ほども後藤議員の質問にお答えをしたとおりでございますので。

そのような意味で、そんなに気にしてませんという意味は、そういう意味も含めてでございますので、ぜひ御理解をいただきたいなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番 井脇昌美君。

○9番（井脇昌美君） 私も今お答えをしていただいた中で、町民の人から、聞き取りなんて大げさな、大それたことをしのではないのですけれども、会うと選挙結果の話しが当然話題に出ました。

風評被害です。町長が今触れたのは、家畜ですけれども。家畜も何とかその辺のイメージはあれですけれども、人はどうするのですか。やっぱりそのことも触れたら、全くの風評被害という、私もそれはちょっとは町民の人の錯覚したというか、そういう中でなるほどなと一瞬思ったのかもしれません。それと、やっぱり内輪の我々の仲間も誤解しているところがまだまだあると思うのですけれども。

これも選挙の要因として、町民の人から出されたからお話をしますけれども、産廃の問題です。10番議員さんもおっしゃってました。

これは、あなた、答え出せますか。出せないはず。これは。というのは、すべてこれは地域の理解をいただいて、道が許可をし、管理維持をしているわけですから、足寄の長がああだこうだなんて、言えるレベルのものではないのです。これは議員さんもやっぱりもう少し理解してほしいなど。間違っている人も、ちょっと誤解している人もいます。それがやっぱり、だからどうでもいいということではなくて、そのことが先行き大きな災害があつて、福島でああいうふうな原発という、我々ではこう、想定もしてなかったら、本当にあんな現状になるのだなど。安全以外、何も我々知識がなかったものですから。でもそのことが、いろんなこちらの産廃の問題まで、イメージ的に飛び込んできてますけれども、これは道に国にやっぱり維持管理をお願いするしかないわけです。

それと、私も実際に帯広の弁護士さんを知っているものですから、この1件に対してどうなのですかと言ったら、いやいや、どういふ話で概略も細かなこともわからないけれどもこうなのですよと言ったら、それは余りやると営業妨害になりますよと。これは弁護士さんから言われました。

それは、議員さん、控えたほうがいいですよ。営業妨害というのは、そういうこと。全部国が許可を取り、維持管理をしている部分については、むしろ足寄町は固定資産税をたしか受けてます。固定資産税を得ているし、町としてはいいのではないのですかという、大きなとらえ方を弁護士さんもしてました。

それに対して余りほじくると、国を相手取って云々かんぬんという問題になるから、町の議会としては余り触れないほうがいいのではないのですか。ただ、町長さんに対して、柔らかく余り事業としては、住民の目線もあるから、極力拡張しないで、広げていくという話もこれほうわさですから。広げたっていいわけですから。事業、業務の拡張をしたっていいわけですから。個人がやるわけですから。営利会社が計画することにどうだこ

うだ、言えないわけですから。ですけれども、道とのこの協議の中で、極力そういうことも住民感情として、思いとして思っているので、何かの機会に業者さんとまた話しも協議もされてくださいという程度だったらお話できるかもしれません。それはその程度です。

それを縮小しなさい、止めなさい、買収して町があれしなさいという、何か誤解していた選挙としてのあれを言っておられたような方もいます。それも町民の人のイメージとしても、なかなか町民の人に理解すれと言うほうが無理なのかもしれません。ただ、町長のほうから、謙虚な一つの結果として、やはり違うイメージの返事を今言葉でいただいたものですから、最初の10番議員さんのお答えだったら、何だか勝ったからいいのだと言わんばかりの、ちょっとひねくれた受け方だったのかもしれませんが、そのように受けたものですから、非常にやはり謙虚にそこは受けていただきたいなど。

常に言われる立場、気の毒な立場にあるのは安久津か、管総理かというようなものですから。それをやはり、上に立つ者の宿命といったら宿命、使命といったら使命なのかもしれません。でも、そこをやはり少しでも理解をし、和らげていくのが管さん以上に安久津手腕なわけですから。ひとつ、今後そういうことを含めて、お願いをしていきたいなど。

それで、先ほどお話になった待機者「ゼロ」の問題も、高齢化率が33%ちょっと超えています。足寄町の場合。非常に高いです。全道のクラスの中でも高齢化率は高いほうです。足寄に。それほどお年寄りが多いということです。

それに、先ほど町長が触れました特老の待機待ちが約100名。このゼロということに少し結び、強引に結びつけば、解消はされつつも、これは少し見通しはあるのかなということは、強いて言えば新型の、先ほど10番議員さんが質問されていました新型の老健

施設、我妻病院さんです。これが明年度の4月から、これが恐らく事業開業されると思うのですけれども。今のまま順調に行けば。これ50床は、我妻さんに私も言って実はお聞きをしたのです。昨年、私も所管だったものですから、そのような数字は聞いてはいたので再確認はしたのです。50床だと言ってました。これも、待機者の100ということに対しては、ある程度これカバーリングできる数字は、全く数値には入れられるわけです。

それと、この介護3というのは俗に言う要介護3です。要介護3というのは、申し込みはたくさんされていると思うのです。特老に。これは、ほぼ答えまで言ってしまうけれども、ほぼ入れない、ただ申し込んだというだけです。自分が先にこの世を去る場合もあるかもしれません。そこにお世話になる前に申し込んでいながら、ほぼ不可能に近い申し込みなのです。実は、実態はです。何とかそこを解消できないものかなど。我々も、今の所管の委員さん方もそれを一生懸命、模索を委員長を初め、されているところだと思うのです。

その介護4ではなくて、要介護4、5は何とかいろんな事故だとか、残念ながら亡くなられた人には、すぐ重度の人からどんどん入居をされますけれど、その要介護度3の人の問題なのです。それが、少し解消、違う形で何とか解消されていくのかなど。それと、民間のいろんなこれから先、模索していることも聞きますけれども、名前出すわけにはいかないですけれども、その30床、20床の、そこは介護施設ではないのですけれども、お年寄りの老人ホーム的な中で。そこらは微妙なものですけれども、少々介護は必要でも、入居のときに入院さえされてなければ、入居されますよと。そして、入居した後は、病人であろうと何であろうと、その辺は微妙なところなのですけれども、国のほうの制限もあるものですから、その辺はあれなのですけれども。解消は、イメージとしては少し軽減されるのかなという気がもちろんされ

ております。

その中で、私も一方的にこうやってお話ししたのですけれども、これからの、いわば、施設に対して新型の先ほど申しました、老健施設ですか、そのことと特老等も、かなり建物自体もやつれてきている、老齢化している中で、そのほか、町長としてそういう施設等々の考えはございませんか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（安久津勝彦君） 待機者ゼロ、これは当面の目標だと思ってます。私は、究極は、特養廃止までいきたいなというふうに思っているのです。これは現実あるのです。徳島県の葉っぱ産業で有名な上勝町、あそこは昔、特養があったそうです。しかし、お年寄りの生きがい、その葉っぱ産業で、平たく言えば収入につながるという、これを農協中心にしながらこれを編み出したということで、少し古いものですが、従来あった特養を廃止。町全体で、人口がうちの町よりはちょっと少ない人口でありますけれども。寝たきりの人はたった一人という。こういう素晴らしい報告も受けているわけでございます。

そこで、当面は待機者ゼロという表現の仕方しておりますけれども、本当に究極、私は本当に、特養がないようなまちづくりという、そんな夢みたいなことも思っているわけでございます。

そこで、議員からこの連携システムの中で、検討していかねばならない、あるいは新たに予定していることはあるかということでございますけれども、先ほど後藤議員にもお答えしたとおり、一つこれは、今の国保病院の村上院長先生とも話しているのですけれども、一つの核となるといいますか、重要な位置を占めるのは、やっぱり高齢者の専用住宅、わかりやすい意味でその名称が合っているかどうかは別でありますけれども。そういうある意味、一定の介護機能も備えたようなことになるのかどうなのかも含めて、これ

は、これからの検討でありますけれども、とにかくそういう高齢者の方々の住まいといえますか、これをやっぱりつくることによって、今後これも相談しなくてはいけない課題なのですけれども、昔で言えば往診です。病院の先生方が。この往診も可能になるのではないですか。あるいは、在宅のホームヘルプサービス、これも可能になるのではないですか。今現在も、ホームヘルプサービスは、福祉協議会のほうで担っていただいているわけでありましてけれども、御案内のとおり足寄町は、沢伝いに点在してお年寄りの方が住んでいるわけでありましてから、こちらの沢の人のお年寄りの介護をしてきた、次のお年寄り、続けてこの沢にあれば、効率的にできますけれども、こっちの沢となれば、ここからまた出てきて、こちらの沢。最悪1日2件やれば、もう時間的に間に合いませんと。これも、そういう現実というのが、我が町の実態でありますから、これも一つの高齢者専用住宅、病院から退院はできるけれども、在宅に入ったときに、やっぱり通院しなくてはいけない。これまた、大変な負担になるということでもありますから。それでは、そういう施設があればそこに入れていただく。例えばわかりやすい話、例えば10戸のそういうのができたとします。そうしたら、そういう方々が10件のお年寄りがいるとしたら、往診するのについても、ここをずっと往診すればすむわけです。一回、一回病院に来てもらうというのが一番いいのですけれども、病院に来るのもちょっとつらいという場合については、ずっとやっていける。先ほど申し上げました、訪問のリハビリ、機能回復訓練、これも訪問してこうやっていけば、効率的にできるということもありますから、ですから一つには、このシステムの中で、一つ大きなウエイトを占めていくというのは、やっぱり高齢者専用住宅、あえて高齢者専用住宅と使わせていただきますけれども。

これがやっぱり、一つ重要な位置を占めるのかなというふうに思っています。

それから、もう一つは、やっぱりグループホーム的なものもやっぱり必要ではないのかなど。特に、認知症の方も現実問題ふえてますから、そういった部分も含めて、家庭的な環境の中で介護をするというふうになりますと、グループホームもということも必要になってくるのかなど。

仮に、そういう施設が必要だと思っておりますけれども、ではこれらの運営の形態なんかについても、直営でやるのか、あるいは民間活力を導入してやるのか。これも含めて今後の大事な検討課題かなというふうに思っているところでございます。

本当に一口で、医療、介護、保健、福祉の連携システムをつくりましますよと言っておりますけれども、これは一定の年数もかけながら、しっかりと着実に、そのことを積み上げをしていきたいというふうに思っております。

繰り返しになりますけれども、我妻病院さんは、来年の4月1日から転換をしていただくための準備に着々と入ってますし、国からの交付金の決定も既に受けました。

ですから、いつから工事に何かしら入るといのは、そこまでちょっと確認はしておりませんが、間違いなくことしも年内ぐらいには、工事も着手、あるいは完成までいくかどうかかわかりませんが、少なくとも4月1日に間違いなく間に合うような形で、着々と施設整備もされていく。そして、私はわかりやすく言ったように何でも相談所を、国の助成を受けながら、何でも相談所もできるだけ早く立ち上げたいというふうに思っておりますので、そんなことで取り組みを進めていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番 井脇昌美君。

○9番（井脇昌美君） 今のお答えの中で、町長もグループホーム、また、在宅である介護ということを希望しているのだと。本当に健康であれば、もちろんだれしもがそのようなことを望むわけですから。ただ、1点私ど

も、去年視察させてもらった中で、全道のシェアは、もう既に在宅だとかグループホームを一部取り入れてますけれども、複合ですから。これだけはしっかりと、とらえてください。複合は何かと言うと、医療施設と介護がしっかりとセットになっているということです。昔のお年寄りの老人ホームというのは、空気がきれいで静かで、山の中です。俗に言う。そこで、心静かに施設に入居されて、こう心を伸び伸びと、今はイメージ全然違うのです。今はそんなところは望んでいないのです、お年寄りも。もう都会化してしまって。急に何かがあってもすぐに対応してる場所、即、レジャーだ、多少歩いて乳母車でも何でもいから、コンビニ行って買い物できるころというのが、お聞きすると望んでいるのです。これだけ時代の変貌ということで、変わってきております。これも、私どももある程度勉強させていただいた成果として、これも首長さんにお話も機会があればしておきたいとは思ってたのも事実です。

そこで、次に入りたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 時間がちょっと早いのですが、次の入るだけの時間的余裕がございませんので、これで午前の部は閉じたいというふうに思っております。

よろしくをお願いします。

それで、質疑中ではありますけれども、午後1時まで昼食のため休憩といたします。

○議長（吉田敏男君） ここで、暫時休憩をいたします。

午前 11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

一般質問、井脇議員の2項目めから入ります。どうぞ、発言を許します。

9番 井脇昌美君。

○9番（井脇昌美君） では、2件目の通告書に従いまして、質問をさせていただきたいと思っております。

林業グループ設立についてでございます。

十勝管内13番目として、今回設立された林業グループ「岐志会」、そして若者が中心のこと、大変大歓迎と申したいと思います。

足寄町約83%を占める森林、町の基幹産業であることは言うまでもございません。足寄町の大きな大きな資源であり、財産でもあります。

これからは、森林が果たす役割が重視され、町もバイオマスタウン構想、CO₂排出量25%削減を勧め、森林整備計画をされている中、若者の林業グループ、そして森林組合さんほか、町も含め、管民一体とした林業振興組織をこの機会につくってはいかがですか。

若者を中心としたグループに夢を与え、躍進、そして成功を願う一員として、町長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） 林業グループ設立につきまして、お答えをいたします。

林業グループ足寄岐志会の誕生は、林業従事者等の高齢化が進行していく中であって、私にとっても大変うれしく思っているところで、会の設立に当たって、御指導をいただきました十勝総合振興局森林室足寄事務所には心から感謝を申し上げる次第でございます。

林業グループ発足を機会に、官民一体とした林業振興組織をつくってはとの御質問でございますが、この会につきましては、発足して間もないことから、まずは会員みずから主体的に林業、木材産業の発展に向けた総合的な技術や知識の習得を目指していただき、将来的には町の林業施策にも提言できるような、活発な組織になっていただきたいと考えているところでございます。

また、若者を中心としたグループに、夢を与える件でございますが、私も全く同感でございますし、今議会に、元気のあるまちづくりにつながる活動や、地域振興等のまちづくり活動を行う町内住民グループに対する支援対策を提案させていただいております。

これら、支援対策を積極的に御活用いただ

くほか、調査、研究事業の活動拠点として、町有林をフィールドに提供するなど、時代を担う林業経営者として成長されるよう、行政としてもできる限りの支援を行っていく考えでございます。

以上のことから、現段階においては、官民一体の林業振興組織を設立する予定はございませんので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、十勝総合振興局森林室足寄事務所の呼びかけで、町内林業関係者等による、森林管理推進協議会、これは仮称でございますけれども、これを設立する予定であります。この協議会は、足寄町における森林づくりの合意形成を図り、地域が一体となって森林施行集約化による森林整備を推進し、森林資源の循環利用や、公益的機能の維持、増進を図っていくことを目的としております。

我が町の基幹産業である林業を発展させ、雇用の増進等につなげていきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

9番 井脇昌美君。

○9番（井脇昌美君） 今、町長のほうから、一応私の主たる、いわば提案というものが今の段階では考えておられないと。設立をする予定がないというお答えをいただいたのですが、私の思いとしては、実は先般、岐志会の代表佐野さんにお会いさせていただき、2時間ほどお話を承りました。私の評価としては、人間性、そして、それはもとより林業技術、それから、知識というのは、普通の一般のグループ知識を得ている人よりも、所持している、本当に素晴らしい方々が、代表から始まって顔をそろえたというふうの評価しているところでもあります。

その中で、非常に意見を承ると謙虚なので。非常に謙虚な中にも、すごく将来の夢を持って、将来像というものをこういうふうにしたいのだという、またある意味においては

素晴らしいこの町にマッチした構想というの
はちらっとお話ししてくれました。

実は、きょう22日、会員の皆様方が、
きょう、働いている方ばかりですから、きよ
うの晩に集まりを持つらしいです。きのうた
しか、森づくりセンターの中の足寄の村瀬所
長のほうには会って、そのような協議も、
きょうの前座としてお話を持っているはずで
す。

私もお会いしたときに、よく地域の機関の
皆さんに、自分らの思いというのはしっかり
した中で、希望も含めた中で相談をきちっと
されたらいいよということ、私も村瀬所長
には、実は忙しいところ1時間くらい時間を
つくってもらって、今回のこの件に対して議
会陣として訴えをしたいのだと。そうしたら
ぜひお願いしたいと。村瀬所長から、議会か
らもぜひそのような一つの呼び掛けを協力し
たいし、森づくりセンターは道ですけれど
も、全面的に何とかこの若い芽生えた息吹と
いうものを育てていきたいと。その言葉の
端々に、これからの森林管理推進協議会、仮
称ということで、そういうような組織も設立
する、逆に、このような組織を追々考えて模
索しているようすけれども、実はカラマツ
産地形成推進協議会というのも、ずっと歴史
があるのです。この3町にわたって。この協
議会が、もう一つ、機能しているようでし
てなかったというのが、実は村瀬所長のお話を
聞くともう一つ機能なされないというのは、
実は足寄に事業グループが一つ欠如してたか
ら、もう一つそこを何とか遠慮ではないの
だけれど、陸別町さんと本別町さんも踏まえ
た中で、別な組織なのすけれども、かかわ
りが出るもので、非常にやりずらかったとい
う事実のことも所長さんはお話しをされてお
りました。

一つの事例ですけれども、陸別の林業グ
ループさんにもお会いさせてもらいました。
陸別もまた、7名さんの会員ですけれども若
いです。みんな30代で、平成17年の設立
で、名称も、もえぎ会という非常に素晴らし

い明るい名称をつけられまして、全員が山林
所有者ということでした。

その中で、事務局そのものは小規模な事務
局ですけれども、陸別町の森林組合さんに設
置しておられるということで、いろんなイベ
ント、いろんな勉強会、言わば勉強会という
ものは、一つの森林の調査、また、町外のい
ろんな立木の調査、それから2年ほど前にな
るかとも思いますけれど、この地域一帯が植
林されるカラマツが二、三年前からきゅうく
つになって、非常に自由に手が植林の手当が
ついて入手できないというような減少の中
で、一つのお遊びには近いのだけれども、カ
ラマツの実生で種を植えて、陸別町の町有林
の一部に実生で苗木の育てる実験も始めてい
るという、結構発芽して育ってきているとい
う。試みもやっております。

それで、森林の管理推進協議会というの
は、これはあくまでも仮称ですけれども、こ
のことも町内の林業関係者等による協議会も
いいことで想定されているらしいですけれど
も、実は森づくりセンターの所長さんあたり
はもう、皆さん3町とも相当の技術、また、
知識を持っている人らだけに、かなりいろん
なことを試みてもレベルの高いことが持って
いる地域もあるし、まあまあ陸別町さんは、
局長さんにお会いすると、名指しをしてあれ
ですけれども、本別町さんとは全然話し合い
する意志がないですと。どうしてですか。本
別町さんは、もう実務なのです。非常にもう
レベルが高くて、売買の段階を今、みんなで
模索しているレベルです。

陸別町さんは、まず森づくり、山づくりと
いう、森という原点に戻って若者が、全員山
主でありながらも、レクリエーションという
ことで楽しく、言わばチャレンジしてなれを
まず、身近なものに触れてみようという意識
なのです。それで、今回足寄の岐志会、町の
林業グループが設立されて、非常に陸別町さ
んは前向きに、ぜひできれば仲人していただ
きたいと、お会いしたいと。そういうレベル
からぜひ携わって、この沿線をちほく線の緑

の、言わば町ロードということをしたというようにも言っていました。それにはやはり、3町の共通たる協力と、いろんな意識ということが一つにならないと、なかなか難しいのでしょうかけれども、それらと同じことに村瀬所長さんもやっぱりおっしゃってました。

非常に難しいところがあると思うけれども、私もその陸別町さんの考えも、参考にちょっと話しても、我々とレベルが違うのですよねということもおっしゃってましたと言ったら、わかりますと。そのとおりですというような、お話も所長さんもされておりました。

非常に、人づくりも上手な森づくりセンターの所長さんなものですから、所長のいる間、うまくこう形づくりをしていってほしいものだなというふうにお願いをしたら、是非、私も微力ながらそれに加わってみたいという話で、即、いろんな意味でテーマを決めてもらおうと。それを提案してもらって、それでむしろこちらからやれというのではなく、提案をしてもらって、それに便乗して協力をいかにしたらできるかという方法を探りたいという方法を、例えば足寄の町のお話しもされておりました。町有林に民有林がたくさんあると。そこを一つのこういうバイオマス推進協議会という、この道内の4町で、町有林の、いわば間伐もされて、CO₂の吸収量をふやすという、バイオマス構想というのが立てられている中で、そのモデルの地域を町と森林組合さんと、一つの深いパイプを持ちまして、そしてそこに林業グループが、若者が参画をして、そういう方法はどのようなのですかと、所長にお聞きしたら、道の施設であればもちろんオーケーですけども、それは町のいろんな事情もあろうと思うけれども、それはいいことだと。そのことも議会で、一つお聞きをしてみてくださいというような、村瀬所長さんの御意見も承ってきたのは事実でございます。

実働面のお話に今はふれたわけですけど

も、直接林業グループが、営利関係に加わるということは、これはよろしくない。これはむしろあってはいけないことであって、そこに森林組合が一つ加わって、いろんな苗木の手当て、いろんな機会の等々の手配含めた中で、私は段々、段々、そのことが熟され、実行面として本別町もそれを受け入れて、本別町は林務課の工藤課長さんにお会いさせてもらったのですけれども、受けて既にもう実行に入っているということです。その辺、ちょっと急にですけども、一つの事例を挙げたのですけれども、それは叶うことなのか、叶わないことなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） 非常に具体的な両町の実例も挙げながら、いろいろお話をいただいたところでもありますけれども。

先ほど答弁申し上げた、現段階で官民一体となった組織をつくるというのは、今私も町行政としては考えてないということで答弁をさせていただいたところでございます。

岐志会の設立総会の際に、私も御案内をいただき、一定の時間で少しお話しという時間も与えていただいたものですから、それこそまだ実現性の光も見えてない夢物語のモデル事業の話も少しさせていただいたところでございます。

組織づくりすることは全然やぶさかでございますし、ただそこでは、やっぱり役割分担、任務というものをある意味明確にしておかないと、これは議員も仰せのとおり、当然代表の方も御自分で事業を行っている方ですから、これは町有林との事業とも含めて密接な関係もありますから、ですからそれは、いろんな形の中で求められれば、全く拒否するものではございませんし、むしろ支援すべきことは積極的にやっていきたいなというふうに思っておりますし、ただ、組織ということになれば、当面して、今、議員も一部おっしゃってございました、3町でのカラマツ産地形成にかかわる協議会も含めてあります

し、それから農業分野、それから林業分野での懇話会というものも設置しておりますし、それからもっと言えば、民間団体でいけば、木材協会なり、あるいは、造林協会なり、いろんな組織もあるわけでありまして、そこら辺を含めていかにうまく連携をしながら、将来の足寄町全体のその森、森林を考えていくという、そういう場というのは、全然やぶさかではありませんし、むしろあったほうがいいのかなど。それからつい先日もたまたま、森林組合長さんが私のところにお見えになって、少し雑談の中で、こんな話もさせていただいたところでございます。それは、国が昨年の12月に林業再生プランというものを打ち出しをして、その中の一つとして、具体化はまだ全然政権が御案内のとおりですから、具体的なものというのは、まだまだ一部に限られているのですけれども、その中の一つとして、例えば不在地主と言いますか、その町外の人が林地を持っておられるのだけれども、木も植えてくれない。あるいは間伐もしない。荒れ放題だということについては、それこそ、そここのところも施業することが可能だというようなことが触れられているという、そんな話もございまして、そういったことを含めてこれからいろいろと検討していかなければいけないよねという、そんな話も雑談の中で組合長さんともさせていただいたところでございます。

いずれにしても、民有林にかかわる分については、やっぱりここの中心的役割というのは、森林組合さんが果たすべきたというふうに思っておりますし、それから指導機関としては、道の機関であります林業振興室があるわけでありまして、これら私どもの組織も含めて、連携を取りながら、やっぱり間違いなく林というのは足寄町の基幹産業の一つ、一次産業の大事な基幹産業でありますから、そここのところはできることはもちろん支援も含めて、あるいは町の町有林の経営についても、いろいろ方々の御指導やら御意見も聞きながら、誤りのなき執行をしていきたい

というふうに考えてますので、御理解のほどよろしくをお願いをしたいなというふうに思います。

○議長（吉田敏男君） 9番 井脇昌美君。

○9番（井脇昌美君） 非常に御理解のある回答をいただいたわけですから、ここに答弁としてもいただいております、林業の従事者、従事者というよりも、後継人にも含めて、高齢化しているのは実態のわけですから、その中で本当に初々しい若者が林業グループというものを立ち上げて、本当に何とかこちらから助言をしっかりとあげて、この町に堂々と胸を張ってこの足寄に林業がありというふうに、後世につながる考えもしっかりしている人なだけにしてほしいものだなと。林業の経営者の代名詞なのです。よく私も、同じ仕事に携わっている関係で、みんな9割が大体そうなのです。林業の従事者というのは孤独なのです。というのは、気の長い生き物を育ててるのと同じで、気の長い、それと偏屈なのです。それから暗いのです、やっぱり。今の山の知っているみんな共通しているのは、孤独であり、偏屈であり、暗くて、もう一つつけ加えれば、利己主義なのです。ということは、ある面においてはちょっとひねると、理念、信念、偏屈だとは言うけれども、そういう気持ちの持っている人でなかったら、今どき山をしっかりとした中で、維持していけないのかなど。暇があればいろんなグループでレジャーを楽しむ暇があれば、何かのときに菜園に携わる。そういう時間が、そういう方向に背を向けて、一方通行ではないけれども山に向いていっているのです。毎日山に向かう。腰のこ、腰なた持てる人は小さな軽量のチェーンソーを背中に持って、また、車に積んで山へ行くのです。そういう姿を今のこの若い人らは見ているわけです。その中で、立ち上がってこういうふうにはやっぱりなりたくないと言うのです。今の陸別町さんもそうですし、佐野代表さんとも合わせてもらったけれども、我々は楽しんで明るくやろうという非常に時代の変わり方

も、こういうふうに変わったのかなと思いがながらも、また、私もそういう言葉の一端、一端が非常に、もう我々の考えは古くなってきたのかなということも含めて、何とかこの若いしっかりとした考え方というものを、まず足寄町からこの3町を設立が一番遅くても、発信できるような十分の人がメンバーそろったわけですから。森づくりセンターのせつかく大きな大きな力が協力してくれるという全面的にいただいているわけですから、それと、必ず何か困ったら、町の役場に行きなさいよと、経済課に行きなさいよと。必ず迷ったら森林組合に行ったらいいのだと。私はそういう、常に彼ら、佐野代表を初め、あの謙虚性から何か大きなものが開花する一歩手前のような、大きな何かパワー、エネルギーというのを、あのメンバーを見ていると秘めたものですから、実際はこの前後お話ししますけれども、林業グループの設立とは言いませんけれども、実際はむしろ足寄の設立は、昔で言うと、記憶で言うと山口さんですか。山口さんが足寄の林業グループを設立されて、足寄が最も古いような歴史があるのです。ただ、中間、事あるごとに私もこの議場でお話しさせていただいた記憶があるのですけれども、この林業グループの件はどうしたのですか。休止したのか、停止したのか、廃止したのかわからないような状態で、名前だけは、いわば書籍にしまわれていると思うのです。

ただ、保管されているだけで、機能をなしていないのです。これがもう、15年も20年も経過しているはずです。実際は、足寄の林業グループというのは、歴史があり、それだけの証明する実態も、今日のこの山に反映しているのは事実なわけですから、ですけれども、機能をなしていないという残念ながら、そういう中で、二度とそのようなことが繰り返してはならないと。事務局があなたやっているの。いや、僕らも大変だけれどもやっているのです。それは、森林組合さんでも、足寄町さんでも、森づくりセンターでも、頼る

のではないよと、頼るのではなくて、協力を少ししてもらいなさいと。二度とあのような、休止する状態のないように、あなた方の今の思いをしっかりと、この町に、また、この流域に反映させてくれと言ったら、ぜひがんばりたいと。すごい力強い言葉を浅野代表からいただきました。

非常に何でもくどいようですけれども、技術の面も、人間性も、林業に対する知識も非常にしっかりしているグループなものですから、全面的に官民一体となった組織づくりとは言いませんけれども、助言をしっかりとあげていただきたい。そのことを申して、町長から最後に協力は非常にいただけるような発言をいただいていますけれども、最後に、町長の総括した答弁をいただいて、私のこの質問を終わりたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

本当に、この新たに誕生した岐志会林業グループ、若手のグループでございますし、大いに期待をしているところでございます。これは先ほどもお答えをしたとおり、まさにこれは任意のグループでありますから、それこそこれからの予算審議で審議をいただくわけでありまして、この町の新たにつくる支援の制度、これも活用できるということであれば活用していただきたいというふうに思いますし、それこそ先ほどもお答えしたとおり、場合によっては、その目的によっては、その実践する、試験をするそのフィールドの提供の依頼等もあれば、先ほども申し上げたとおり、町有林を提供することもやぶさかではないなど、こんなふうにも思っているところでございます。

いずれにしましても、言えることは、行政はもちろん、全面的にバックアップしていきたいと思っておりますけれども、ただ行政主導ということでは、なかなかとりわけ、山というのは難しいわけありますから、これはやっぱり民間の活力、まさしく自発的に、も

ちろん林業振興室の指導はあったにしても、そういう若者グループたちがみずから何かをやろうということで立ち上がったわけでありますから、これはまさしく、森林組合も含めて、あるいは目標なり造林協会なり含めて、これはいろんな方々のお力もかりながら、もっと言えば連携をしながら、このグループをしっかりと見守っていきたいですし、支援をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） これにて、9番井脇昌美君の一般質問を終わります。

次に、11番 川上初太郎君。

○11番（川上初太郎君） 議長のお許しをいただきましたので、町議会総合条例第89条第2項の規定により、通告のとおり一般質問をさせていただきます。

特別養護老人ホームの待機者状況と対応について。第2回の定例会で、行政執行方針の中で述べられております特別養護老人ホームについてであります。今現在の入所者の現状についてお伺いをいたします。重複いたしますので、お許しをいただきたいと思えます。

少子高齢化が一段と進み、自宅で介護が難しい家庭が多くなり、入所希望者が増加している今日であります。

本町の特別養護老人ホームに入所できず、管内外の市町村にお世話になっている人もかなりおります。

今日まで、本町振興発展に貢献された私どもの大先輩の人方です。今後、どう取り組むかお伺いします。

このままではさらに待機者がふえることも予想されます。町長の御英断を強く要望申し上げます、お伺いをいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） 川上議員の一般質問にお答えをいたします。

特別養護老人ホームの待機者の状況につい

ての御質問でございますが、現在、特別養護老人ホームへの入所申込者数は、99名となっており、平成18年度ごろまでは、70名台で推移していた入所申込者数が、平成19年度ごろから増加傾向に推移をし、ここ2年間は100名前後の申込者数の状況で推移をしております。

議員仰せのとおり、特別養護老人ホームに入所申し込みをされている方々は、本町の振興発展にさまざまな分野で貢献をされ、現在の足寄町を築いていただいた、大先輩方でございます。その大先輩の方々が、さまざまな事情から、自宅での生活が困難な状態となり、介護施設等へ入所しなければならない状況となっても、地元の特別養護老人ホームに入所することができず、町外の施設に入所している現状や、入所申し込みをしても、入所までに相当の年月を要したり、申し込み後の身体状況の変化等から、入所そのものが不可能となっても、自宅に帰ることができず、病院での社会的入院を余儀なくされている方々が相当数に上るなど、憂慮される状況が続いております。

これまでも申し上げてきましたとおり、高齢社会の到来により、全国的に特別養護老人ホームへの入所申込者数が増加してきておりますが、特別養護老人ホームの増設につきましては、都道府県で定めております保健、医療、福祉圏域内でのサービス量の充足状況から、増設は困難な状況にあり、さらに施設増設での対策だけでは介護保険料負担の上昇を招くだけで、多くの入所申込者に対して、長期的な解消には結びつかず、今後の高齢者社会への対応には限界があるものと考えことから、新たな施設の増設は考えておりません。

このような状況を根本的に見つめ直した上で、昨年度から重点施策として、すべての町民が安心して暮らせるまちづくりを目指した在宅生活を支えるシステムを基本といたしました医療と介護、保健、福祉の連携システムの構築に取り組んでおり、平成22年第4回

定例会及び今定例会において行政報告をさせていただいたとおり、第1段階として町内病院の機能分担に向けて、具体的な着手を行い、今年度は第2段階として、地域包括支援センターの機能強化事業を行うことで、町民生活の安心を図っていくこととしております。

今後におきましても、すべての町民の安心と生活を守り、支えていくための医療と介護、保健、福祉の連携システムの早期の具現化に向け、努力を続けてまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

11番 川上初太郎君。

○11番（川上初太郎君） 今、町長からいろいろとお話を承りました。

今、もう4年になりますか、私。4年間待機者数がほとんど変わっていない。現実、19年から全く変わってないということです。

この状況では、いわゆる町長が掲げている住んでよかった町、足寄、という意味からいきますと、もう少しずれと言ったら失礼ですけども、ずれがあるというのが私の気持ちでございます。

そこで、待機者を少しでも減らす対策が必要と思ひまして、ここで一案を申し上げたいなということをお許しいただければ、お話をさせていただきたいと思ひます。

私の考え、多少ずれているかもしれませんが、昨年から取り組んでいる医療を中心とした介護、保健、福祉連携システムの中で、グループ住宅、先ほど特老の増設はできないというお話でございましたけれども、私のちょっと一案でございますので。グループホーム住宅を1戸5名程度の入れる住宅を4戸ぐらい、たまたま旧保育所跡地が空いているということで、そこに住宅を建てることによって、20人ぐらいの待機者を減らすことができる。それと同時に、旧登記所跡に社会福祉協議会が入ることから、デイサービス

事業で面倒を見れるのかなという思い。今、特老に入所している皆さんの中で、いわゆる糖尿病でインスリンの注射をしなければならぬという人が、きょう現在ちょっとわかりません。去年あたりで18人から20人近くいたということで、いわゆる注射行為ですから、看護婦、資格を持った職員を置かなければならぬというお話も承っておりますので、来年始まる介護療養型老人保健施設ということで、我妻病院が動き出すという中で、50人程度がとりあえず入所ができる。あわせてこう考えますと、今99人いる中で、注射をしなければならぬ20名だったら、可能かどうかはわかりませんが、我妻病院に行ってもらって、そのことによって20人がそこに枠もできる。それから、我妻病院で50人ぐらいの入所者を受け入れられる。そして、先ほど若干触れた、どちらかというところをぼけていない、元気な部類の人数を20人程度、対応することによって、70程度、計算上ですから、そんなにうまくことにはなりませんけれども、入所ができると思ひますが、いずれにしても思い切った対策を立てないと安心して暮らせるまちづくりにはなり得ないのかなというふうに思ひますので、その辺をお伺いしたいなというふうに思ひます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

先ほど、後藤議員、あるいは井脇議員の質問にもお答えしたとおり、連携システムの中には、今、議員が仰せのグループホームということが議員が仰せのことと合致するのか、あるいは高齢者専用住宅ということが合致するのかは、ちょっとあれですけども。いずれにしても、そのことも含めて、この連携システムの中で考えていきたいということでございます。

単に、我妻病院さんの今50床を新型老健、すなわち老健施設に転換をさせていただいて、すっぱり50床分が新たにできるのかというと、そうではありませんから。

現実今、満床状況で一般の入院患者さんもうらっしゃいますし、さらには国保病院にも実は在日数が1年を超えている患者さんもうらっしゃるのです。相当数。これは院長先生にもお願いをして、こういう言い方をしては語弊があるかもしれませんけれども、少なくとも民間病院でいけば、別な所を探してくださいということと言われてしまうというふうに思いますけれども、これは病院としては、入院の収益が落ちてしまうのです。一定の期間を過ぎてしまうと。しかし、この間歴代の院長先生にもお願いをして、介護並みに出すことにはならないということもあって、そういう中でいろいろ、配慮をしていただいて、在日数1年を超えている方もいらっしゃるということも、もう事実でありますから、場合によっては国保病院、先ほども申し上げたとおり、国保病院に入院されている方で、さらに医療的な措置が必要と思われるような方は、場合によっては我妻病院さんの新型老健に移っていただくということも可能だというふうに思っています。

ですから、そこには、やっぱり一番は、在宅を目指すというところの理念が抜けてしまうと、施設は次から次とつくっていかないと、これは対応できなくなるのだろうというふうに思いますし、また、そういう施設ばかりつくっていきますと、先ほど申し上げましたとおり、介護保険料がどんと上がってしまいますから、この介護保険料は施設の利用者だけではなく、一般の今は40歳以上の方々が介護保険料を納めていただいているわけがありますけれども。

今、我が町の介護保険料は月額3,700円ですから。これが一挙に先ほど申し上げたとおり、1ユニット9名のグループホームをつくるだけで、概算の試算でありますけれども、1,000円程度上がってしまうと。

今現在、3,700円といいますと、十勝管内でいけば上からいきますと、高い方から行きますと、12番目なのです。ですから、そんなに我が町は3,700円でもそんなに

高くはないということでありましてけれども、これが一気に1,000円上がってしまうと、恐らくトップに近く踊り出してしまうという、こんな状況もあります。

そんなことも含めて、制度上先ほど申し上げた、高齢者専用住宅も、介護保険の適用にならないような施設ということも視野に入れながら、これは知恵の出し合いだというふうに思っております。

そのところは、いろいろ国の機関、あるいは北海道の御指導もいただきながら、町のあるべき姿、すなわちこの連携システムをしっかりとつくっていく中で、議員提案があった部分もその中に網羅できるものと、いうふうに思っております。

また、さらに付け加えさせていただきますと、そのためにこれは公営住宅との絡みもありますけれども、そのために先を見越して、この役場庁舎の北側の敷地を取得をさせていただきましたし、それから旧保育所の跡地、これも一応コミュニティセンターの建てましたけれども、一応そのことも含めてそういう施設ということ想定しながら、用地の確保も図っているというようなことでございますから、今後内容について、これからしっかりと詰めさせてもらいたいなというふうに思っています。

それから、法務局跡地のところでデイサービスのお話もございましたけれども、あそこでの直接のデイサービスということは考えておりません。あそこについては、まずは基本的には社会福祉協議会と、それと消費者の相談事務所と窓口、それから高齢者がある程度の人数はそこに寄っていただいて、お茶飲み話でもできるような、そういったスペースも設けますけれども、基本的なデイサービスにつきましては、これは社会福祉協議会で運営していただいております特別養護老人ホームとの棟続きのデイサービスセンター、ここはまだ、今のところ定員には、少し枠がございます。

これから予防ということになりますと、

やっぱりデイサービスセンターの活用等々も含めて、これはしっかりと、これまた連携を取りながらやっていく。これは、我妻さんの新型老健施設についても、これは引き続きデイサービスはやっていくというふうに思っていますし、それから、今の動きの中では、新町のケアハウス、そちらのほうは在宅介護支援センターのことの取り組みをしたいというようなそんな申し出もありますから、いずれにしましても、官民間問わず、連携を取りながら、あるべき姿ということを着実に進めていきたいなというふうに思っていますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（吉田敏男君） 11番 川上初太郎君。

○11番（川上初太郎君） 勉強不足で大変失礼をいたしました部分もございます。

いずれにしても、財政問題、それから法的な部分があるかと思いますが、いずれにしても、我が町足寄町に住んでよかった、町民が言っていただけるような福祉政策を、やっぱり起動させていただきたいというのが私の本当の気持ちでございます。本日はだぶっておりますので、他の議員さん方も聞いた部分もございますので、私はこれで一般質問を終了いたします。

ありがとうございました。

○議長（吉田敏男君） 以上で、11番川上初太郎君の一般質問を終わります。

次に、6番 前田秀夫君。

○6番（前田秀夫君） 議長のお許しを得ましたので、これより通告書に基づき一般質問させていただきます。

まず最初に、林業（基幹産業）振興についてでございますけれども、今週の選挙戦を通じてながら掲げられた安久津町長の主なる政策の一つといたしまして、森林の付加価値を見直しての木材資源で地域おこしであります。林産業の活性化を目とする政策は、健全なる森林整備との関係で、極めて重要かつ有効な政策として考えているところでございます。

また、そうした関連産業におきまして、新エネルギーの開発・拡大も地球温暖化及び先般の3月11日大震災の教訓からしても重要な側面もあり、町としての具体的施策の所見をお聞きしたい。

細目として、申し上げておきたいのは、木のまちづくりでの森林付加価値及び森林整備事業内容、もう一つといたしまして、エネルギー産業との施策等、さらに、カラマツ新工場の「モデル事業構想」でございますけれども、午前中來10番議員さんを初めとして、いくつか関連の御質疑があったと思っておりますけれども、カラマツの新工場提案で、モデル事業構想につきましては、この間の諸報道によりますと、一定の時間を有するものとして、私としても理解をしているところでございますけれども、提案以降の経過動向及び、その課題等についての考え方をお聞きしたいので、よろしくお願ひします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） 前田議員の一般質問にお答えをいたします。

基幹産業であります林業の振興についての、具体的施策の御質問でございますが、行政執行方針で述べたとおり、未来につなぐ森づくり推進事業、これは22年度まで実施しておりました21世紀北の森づくり事業の後継事業でございますけれども、この事業による造林事業、さらには国の森林林業再生プランに対応した新たな森林整備計画の策定、これにも着手をしたいというふうに思っているところでございます。

さらに、下川町など4町で実施をしている森林バイオマス吸収量活用調査、その他、町有林の間伐事業等々で必要な補正予算を本義会に提案をしているところでございます。

また、カラマツの新工場のモデル事業の構想の経過動向と課題でございますが、若干の経過を説明させていただきますと、昨年の7月に異業種の有志の皆さんより、地域産業を守りたい、産業として再生を図りたいと、事業協同組合による加工場設置の御提案を受け

ました。本町といたしましては、地域産業を守る意思の結集、担い手が確認されたことから、具体的検討に着手をしたところでございます。

しかし、新工場建設には莫大な投資を必要といたしますが、国の支援対策は政権交代もあったことも含めて、現状では低利の融資制度しかないという現状でございます。

加えて、従来の技術や広報では、議員御承知のとおりカラマツ製材市況の長期低迷等から、採算性が低く、その経営は大変厳しいものと想定がされました。折しも、国におきまして、森林林業再生プラン、さらには公共建築物等における木材利用の促進に関する法律が施行されたことから、国産材自給率50%に向けた足寄町からの提案という形で、これは国のモデル事業として採択してくれないかということ掲げまして、昨年11月から12月にかけて、限りなく100%に近い補助事業の創設を林野庁に陳情をしてきたところであります。

この取り組みが、マスコミ報道で取り上げられ、大きな反響を呼んでおりますが、全国に例がないということや、国政事業等もあって、前進した回答は得られてはおりません。

また、東日本大震災の発生により、国における林業予算の確保が一段と厳しくなり、補助制度の新設や、モデル事業の創設に向けた財源確保は现阶段では全く不透明な状況になっております。

以上の状況下にはありますが、私としては、大震災による国家的な危機状況を踏まえ、足寄町だけではなく北海道内にある豊富なカラマツ資源を活用し、復興に少しでも寄与できるよう、今後においても情報収集を初め、計画のさらなる具現化を図り、粘り強く国に働きかけをしてまいる考えでありますので、議員を初め、町民各位の御支援と御理解をお願いをしたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

6番 前田秀夫君。

○6番（前田秀夫君） ただいま、町長のほうから、全体にわたって現状基本意識、報告等につきまして御回答をいただきました。

ポイント的には、前回の行政執行方針、それから、カラマツ新工場のモデル事業のとりまく現状ということに加えて、近年の林業再生プランにかかわっての国産自給率の50%の問題等にかかわって、さらには東日本大震災の発生の受けとめ方含めて、足寄町としての取るべき方向等につきまして、さらに今後の情報収集ということでの御回答いただきましたが、関係いたしまして御質問をさせていただきたいと思っております。

そういった観点から、林業の基幹産業振興についてのかかわりで、政策でも明らかにされていますように、豊富な森林資源を生かした木のまちづくりの政策は、先ほど申し上げましたとおり、現実的な政策でありますし、そうした政策展開は基幹林業を地元を元気にするものとして確信している考えでございます。

そうした森林整備計画は、資源の循環型で再生資源となり、環境、担い手など果たす役割は、大きく期待できるものと確信している一人でございます。

そこで、林業振興として、森林の付加価値を見直しての地域活性化へ向けてでございますが、そうした付加価値の見直しにつきまして、具体的な見解がございましたらお聞きをしたいと思っております。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをしたいというふうに思います。

議員仰せの、その森林の付加価値の見直しという意味が、これから御答弁させていただくところと合致するかどうかわかりませんが、先ほども一つに申し上げましたけれども、やっぱり森林そのものが持つ機能として、CO₂の吸収する能力というのは、極めて優れているわけございまして、先ほどもお答えをした4町でその取り組みと

というのは、まさしくそこに着目をして、その吸収する能力をクレジット化をして売買しようという取り組みで、この間着実にその成果を上げてきているところでございます。

それから、先ほども申し上げたカラマツ新工場のモデル事業ということで申し上げましたけれども、これは実はモデル指定してくれと言ったのは、林野庁にもう一つ申し上げているのは、工場だけではなく足寄町をモデル地区に指定してくれないかと、あわせてモデル工場の設置もという、そういう実はお願いをしてきているところでございます。

とりわけ、昨年10月から既に法施行されているのですけれども、国内の公共建築物については、低層化を図りなさいと。しかも国産材を使いなさいということが義務づけされた法律が施行されているというようなことでございます。これが、1点であります。

それともう1点は、昨年12月、これは途中経過もあったのですけれども、12月に最終に取りまとめとして出されたのは、現政権が打ち出した林業再生プラン、この中でたしか10年後だったというふうに思いますけれども、国産材の自給率を50%まで高めると。こういう大きな二つの政策が打ち出されたわけでございます。

そこで、先ほど申し上げました地元の異業種の方々が協同組合で何とかカラマツひける工場という話と相まって、大胆に提案をさせていただいたのは、足寄町に豊富にあるそのカラマツ資源、これを活用してカラマツの集成材、これは御案内のとおり、この役場庁舎、この議場もそうでありますけれども、この需要が国内的に見ると相当高まるのではないかと。こんなことも含めて、これはある意味夢物語というふうに言われているというか、みずからも語っているのですが、そのことでカラマツの今資源を有効活用できるのではないかとこのころに着目をしたところでございます。

これまでの、今民間で操業している工場につきましても、カラマツの生産の主力につき

ましても、梱包材、それからパレット材、そしてこの集成材のもととなるラミナ材を若干ということになっております。

これを、ラミナ材を主にしてモデル工場ということで提案をさせていただいたというふうなことでございます。

大胆に言わせてもらったのは、日本の国というのは資源のない国だとよく言われているのですけれども、殊いろいろな木の樹種がある中で、カラマツにつきましても40年から50年で活用できるということでございますから、伐期が来たカラマツについては伐採をし、商品化をしていく。問題は、切った後に植えていくかということだというふうに思っております。

ですから、この伐採する、利活用する、そして植林をする。この、いわば循環システムをしっかりと構築ができれば、これはもう無限の資源になり得るという、ある意味当たり前と言えは当たり前ですけれども、当たり前な提案をちょっと林野庁に行って、提案をさせていただいたということでございます。

しかも、この時期が一番適しているというふうに思ったのは、資料的に、手元にある資料、その提案したときの資料、これが本当に現実に即しているかどうかというのは本当にきちとした詳細な調査をしなくてはならないわけでありましてけれども、カラマツの資源の蓄積量としては、8齢級から10齢級、これは掛ける5。齢級5を掛け算していただければ何年というのが出てくるのです。ですから、8齢級と言っていけば、5掛ける8で40年たっているということのようです。

8齢級から10齢級のカラマツ、この資源が通常の資源と比べて、山になってあるのです。このときに、もう伐期が近づいている、あるいは伐期が来ているこのときに切る時期の調整をすることによって、この蓄積量の平準化ができると。

もっと言葉を変えれば、今しかないということで林野庁のほうに強く提案というか、要請をさせていただいたところでございます。

このことは、足寄町に限らずカラマツ資源というのは北海道内的に、たしか昭和30年ごろぐらいから、カラマツを植えよう、カラマツを植えようということで取り組みをしてきたというふうに思っていますから。

これが実現すれば、北海道全体でもおもしろいことになるのではないのかなというふうに思っているところでございます。

そんな意味で提案をさせていただいたということでございます。議員仰せの、いわゆる付加価値の見直しというところにつながるかどうかは、ちょっとわかりませんが、そんなことで考えているということですので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 6番 前田秀夫君。

○6番（前田秀夫君） 付加価値の関係につきましては、相対的なイメージを含めて、現実問題CO₂、吸収源、それから国産材の問題とか自給率、さらにはカラマツの需要の見通しで、梱包、それからラミナ等の話がございましたけれども、循環資源を需要、使用しながら付加価値の見直しについて、林業の振興にという方向の回答だったというふうに理解しております。

そこで、当町の森林資源の中でカラマツに関するカラマツ林は、1万6,153ヘクタールがあり、うち町有林のカラマツ林全体での伐期量では、一つとしておおよそどの程度のものがあるのか、マクロ的にお尋ねした。

また、当年度期首とした場合の向こう5年間の足寄町としての町有林にかかわる主な森林整備事業種というのは、たくさんあるかと思えますけれども、どういったものを主として考えているのかお尋ねしたい。さらには、林業振興にかかわっては、機械力を含めて労働力の問題がどうしても必然的に連動してくるというふうに思っておりますので、できるものであれば、そうした林業振興にかかわる必要とする雇用推進についての試算

がもしございましたら、そこに地場の事業対強化、雇用確保の観点からお聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、上月室長、お願いをいたします。

○林業商工観光室長（上月儀昭君） 林業商工観光室長上月です。

前田議員の、今の町有林の伐採量、どの程度かということに関してお答えさせていただきます。

町有林におきましては、補助造林のカラマツ造林地、及び分収造林のカラマツ造林地がございます。

補助造林の造林地におきましては、伐採年次というのが40年から50年という間でございまして、おおよそです。50年生ということで、各面積を申し上げますと、平成24年には10ヘクタール、補助造林地ですが。平成25年には50ヘクタール、平成26年には80ヘクタールと。以降ですが、大体50ヘクタールずつをずっと達するという見込みになっております。あと、分収造林地におきましては、平成25年には45ヘクタール、あと平成26年には49ヘクタールと、あと平成27年には84ヘクタールと。あと、以降大体ですが、大体80ヘクタールを何年か、ずっと続くような格好になっております。

蓄積量につきましては、具体的に、実際に、調査は実施しておりませんので、おおよその蓄積量でしかわかりません。という蓄積量になっておりまして、伐採量については十分に町有林としては持っているところではございます。

森林整備の業種としましては、一般的な森林整備の業種を実施しております。

一つとしては、植栽事業。あと植栽が終わりましたら、下刈り事業。次に除間伐事業という事業でございます。

なお、植栽事業につきましては、地拵事業を実施してから植栽事業という格好になっております。

あと、林業労働力ということで、本町における林業労働者については、昨年107名の方が就業しております。107名の方については、森林整備担い手推進事業というところに登録されております。その人数でございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 6番 前田秀夫君。

○6番（前田秀夫君） 関連しました伐期に関する関係する御回答、さらには森林整備の事業収入、さらに林業労働力の関係で、今段階の話がありまして、質問者は一定程度理解をいたしました。

そこで、よろしいでしょうか、議長。

○議長（吉田敏男君） よろしいです。

○6番（前田秀夫君） 戦後、復興が我が国が進んで、六十数年からたっていますけれども、先ほど来かかわっての質問等のやりとりの中で、木材価格、あるいは木材流通経路が大きく様変わりをしてきている昨今の事情の中で、価格についても今言う事情の中で、国内外の需要とマーケットに大きく左右されてきたということであります。

そこで、とりわけ足寄町は先ほどから関連的に申し上げて大変申しわけございませんけれども、足寄町の相対森林面積の中で、町有林は天然林、人工林、それから、無立木地、そのほかで8,740ヘクタールございまして、20年度調査での蓄積量相対では、1,467立方であるということで、私として調査をしているところでございますけれども。

そのことはともかくといたしまして、基幹産業である当町の林産業を通じての町の活性化は、いずれにしても森林整備にかかわる予算が国の予算、極めて不十分な現実でございますけれども、そうしたことで森林整備への一層の対応策が聞けると思いますが、国の事業等を含めまして、所見があればお聞きをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

私も、首長という立場で水源林の関係で行きますと、北海道の副会長という立場もございますし、それから十勝でいけば造林協会の会長も仰せつかっているということで、山に関しては素人の私でありますけれども、そういう役割も担っているというようなことでございます。

そこで、昨年からとりわけ23年度の国の予算にかかわる要望活動等々を含めて、重点を置いてきたというのは何かと言いますと、先ほどから申し上げております、国が打ち出しました林業の再生プランの中で、これは率直に私の受けとめも含めてあえて言わせていただきますけれども。その再生プランの一部の中で、国が重点的に進めたいということであれば、これは本州の山を想定しているのだろうというふうに思いますけれども、一つには、山の專業にかかわる路網の整備をやっていくと。力を入れていくということ。それから、林地内における、高性能の機械の導入ということが、これはちょっと重点と言いますか、そういうところに置かれているのです。

それに比して、北海道の現状、我が町もそうですけれども、伐採した後の植栽がされない。すなわち無立木地がどんどん、どんどん広がっているという、こういう実態がありまして、ここの新植、植林に対する予算が極めて貧弱であるということで、植栽をしないことには山は守れないのだということを、強く関係首長たちとも含めて、役員さんとも含めて、そういう陳情をしてきたところでございます。

なかなか、予算のつき方はちょっと厳しい状況にはありますけれども、ただ、水源林は別にして、純然たる造林の関係につきましては、昨年度の繰越予算も含めて、対前年よりも上回る予算は確保できたというふうには思いますけれども。とりわけ水源林の予算につきましては、相当落ち込みが激しいということで、これは引き続き、しっかりと対応をしていかなければいけないなど、こんなふうにも思っているところでございます。

先ほど、また、北海道の予算の関係でいきますと、先ほど申し上げました21世紀北の森づくり事業、これはポスト事業、これは絶対やるべきだということで、つくるべきだということで強く要請をしてきたところでございます。

御案内のとおり、ことしは統一議会選挙で知事選挙もあったということで、なかなか気をもんでいたわけでありましてけれども、これもポスト事業が創設されたということで、そういう意味では安堵をしているところでございます。

引き続き、そんなことで、とりわけ無立木地帯をできるだけ早く解消をすべく諸施策を取り入れていく必要があるというふうに認識をしておりますので、努力をしまいたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 6番 前田秀夫君。

○6番（前田秀夫君） ただいまの町長の御回答で、柱となってお答えしていただきましたのは、いずれにしましても再生プランの中身、それから現状の無立木地の穴の空いたところの問題を含めましての御回答がございまして、理解をいたしました。

いずれにしましても、政策面での予算確保は、これは町内外含めて極めて喫緊の課題であるということ言うまでもないというふうに思っておりますので、私がお聞きした予算関連等につきましては、理解いたしました。

○議長（吉田敏男君） それでは、2項目めに入ります。

○6番（前田秀夫君） 次に移ります。

質問の2項目めでございますけれども、バイオマスタウン構想、ウッドバレーあしよろにつきましてでございます。

質問事項であります2項目めのバイオマスタウンあしよろ構想でございますけれども、これまでも森林資源とバイオマス産業と新エネルギー諸作を当町としても進めてきた実績経過はございますけれども、環境問題とあわせ農・畜産物など資源を循環とする持続した

資源活用は、御案内のとおり平成13年度策定の新エネルギービジョン経過の経過観点から、今回のタウン構想でのエネルギー政策等で、必要な人材、担い手育成をスタート時点から早期に条件形成が必要と思うところでございます。

そうした立場から、基本方向をお尋ねしたいというふうに思います。同時に、町民の環境問題への関心の高まりと町の豊富かつ循環させ得る森林資源での町おこしと地域活性化を一層理解させていくべきと考えていますが、見解をいただきたいと思っております。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） バイオマス構想ウッドタウンバレーあしよろについての御質問であります。本町では平成13年度に新エネルギー産業技術総合開発機構の補助を受け、畜産業、林産業、風力発電、雪氷利用、太陽光発電の5項目についてビジョンを策定し、本年10年が経過をいたしました。

この間、国内では自然エネルギーや、再生可能エネルギーの技術的な開発が進み、再度構築する必要性があり、さらに事業導入には国の補助金等の支援が不可欠であることから、バイオマスタウン構想を作成したところであります。

構想でのエネルギー生産等で、必要な人材、担い手育成をスタート地点から早期に形成する必要性についての御質問であります。御指摘のとおりバイオマスタウン構想による地域活性化は、民間企業や関連団体等の担い手による操業が不可欠であります。エネルギー産業を起すには技術的な知見、習得や人材育成が重要であり、中・長期の取り組みが必要となります。

本町におけるバイオマスの取り組みといたしましては、平成15年度に民間企業や、大学機関による産学連携で組織された、足寄町木質ペレット研究会が発足し、ペレット製造等の研究成果により、ペレット協同組合が設立され、民間活力により操業された事例がございまして、

バイオスタウン構想は、町内企業や関係団体にも参画いただき策定いたしました。構想実現には事例のような担い手、企業が誕生することを期待するものでございます。

本町の豊富な森林系バイオマスの活用には、木材の無限資源として、森林齢級数の平準化を構築した資源の確保を推進し、また、農業系バイオマスの活用としては堆肥生産による循環型農業の形成に向けて、多くの活力企業が創出されるよう、今後とも関係団体等、情報を共有しながら推進してまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

6番 前田秀夫君。

○6番（前田秀夫君） ただいまの、町長の御回答につきまして、要約すれば、経過を含めまして、今回の構想につきましては、一定程度の期待するものと、さらには今後に向けては、さまざまな産業を混入させて、活力ある企業ができるような推進母体と言いますか、そういうことで今後とも関係団体との情報共有をして推進していくという現段階での見解だというふうに理解しております。

そこで、よろしいですか。

○議長（吉田敏男君） よろしいです。

○6番（前田秀夫君） 今言われましたことの関連性からおきまして、人材、担い手については、今御回答でも一定程度理解をしたところでございますけれども、国内的にも3月11日の大震災以降、エネルギーに対するものの見方、考え方の機運が高まり、さらには昨今のマスコミ等の報道によりますと、多くの都府県で、意識改革の必要性和、そうした新たなエネルギーの生産への増進が深まってきたということが言えるのではなからうかと思えます。

したがって、今言われている期待の問題と、情報共有の問題の観点もおありでしょうけれども、この構想には御回答もされましたように、13年来の一定の実績と汗がそそがれてきている経過を鑑みたときに、推進体

制問題と連動させて、早期に具体化させていっていかかということにつきまして、先ほどの御回答で民間活力を含めてのまず推進母体ということで御回答されましたので、そのところは割愛をしつつ、一つは森の無限資源とあいまってのその構想は、一つ私は、一議員として思いますのは、極めて誇れる我が町の現実の未来、財産に結実させるために、一つはものの資源、人の資源を高度に結合させた足寄町の町から北海道、国民へと発信を継続的に実践すべきであるというふうに考えているところでございます。

昔から言われてますように、資源は人なりということもございまして。言われてますような情勢はございますけれども、さらにこういった構想につきましての具体化をテンポアップしていく方策が必要というふうに考えておりますので、構想作成、講評経過を踏まえ、先ほど来短期・中期・長期を見せた具体的な考え方、答弁がございましたけれども、何としても我が町が誇れるこのバイオスタウン構想ということについての現地点での御見解を再度お聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

まずは、一つには木材、とりわけカラマツのその無限資源化ということで先ほど答弁したとおり、国にもある意味大きな視点でものを言ってきております。

しかし、これは言いつ放しではないということではありませんから、本当にカラマツの資源の保存量が本当にどれだけあるのかということも含めて、これは実はまだ非公式でありますけれども、御案内のとおり我が町には九州大学の北海道演習林がございまして。林長先生が過日演習林本部に、九州のほうに行ったときに、向こうの総林長先生とお話をし、このバイオスタウン構想を含めて、このカラマツの無限資源化に関連して、そのためにはきちっとした保存量がどれくらいあるのかということをしつかりと調査をする必要がある

というのは、そんな話もちよっとしていただいた経過もあって、まさしくそういった分野の専門家が九州大学本部の演習林の総林長先生が専門分野だということのお話もいただきましたから、早急にこれは九州大学の農学研究員と我が町は協定を結んでいるわけでありますから、少しそういった部分を具体的にお話を進めさせていただきたいなというふうに思っております。

場合によっては、それに仮にお受けしていただけるということになれば、一定の経費も必要になってくるかなというふうに思っておりますから、それは、そのことが少し具現化した段階で、また議会に対してもそういった場合によっては、予算の提案含めて相談をさせていただきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、もう1点は、やっぱり今現在は足寄町における家畜ふん尿の利活用の面でございます。

御案内のとおり2カ所のバイオマスガスプラントは設置がされておまして、そのほかにつきましては、堆肥舎の整備ができているということでございますけれども、しかし何回か議会の中でも議論をいただいているとおり、堆肥舎にふん尿を積んでおいて、それが有効な堆肥になるのかということ、これはなかなか現実問題にしては難しいという部分がございます。

そういう意味では、十勝でいけば先駆的に取り組みをしております鹿追町さんにつきましては、集中型のバイオガスプラントを設置をしているというようなこともございますし、今後2期目の大きなそれこそメガソーラーではありませんけれども、メガに近いそのふん尿のバイオガスプラントを使った発電ということもやるというような情報もいただいております。

この足寄町のバイオマスタウン構想のもう一つの大きな柱として、やっぱり町内にあるその家畜のふん尿、これはある意味邪魔者と

いうとらえ方もできますけれども、これは活用の仕方によっては、本当に有用な資源だというふうに思っておりますので、そのことも含めて、これは当然、農協さん、農業団体とも、あるいは生産者の方々ともその可能性について、今後探っていきたいなというふうに思っているところでございます。

そのほか、既に御案内のとおり、一般家庭における太陽光パネルの設置の助成等々もありますから、そういったことも含めて、引き続きそういう取り組みを継続しながら進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 6番 前田秀夫君。

○6番（前田秀夫君） 今、ただいまの町長の御回答で、私もまだ全体的にはこのタウン構想については勉強中でございますので、そういった過程も含みまして、先ほど申し上げましたけれども、特にこの3月11日をとらえて私は発言しているわけではございませんけれども、つまり、足寄町のバイオマスタウン構想というのは、今の原発から原動として中央で動いている、要するに自然エネルギー関係の再生可能エネルギー法の動向もありますけれども、いずれにしましても、そういったものの見方、考え方をする町民もありまして、トータル的には私どもの町の無限エネルギーの活用で、新エネルギーへの転換で安心の町の実現を、何とか一步でも二歩でも現実的に今進めていきたいものだというふうに考えておりますので。そうしたことで、構想が実現確となるのは、報道等によりますと1府6省から事業関連の交付金の支援を早期に引き出す関連の文字がありました。

そこで、核となりますのは木材生産から利活用に至るまでの関連産業が連携してのウッドバレーあしよろの実現がまず先に来るのではないかというふうに私としては理解をしているものでありまして、そうした関連では、基幹工場との関係、先ほど来、意見、回答がご

ございましたけれども、基幹工場の設置と、バイオマスプラントでありまして、つまりエネルギーと食と環境に集約できるものではなからうかと、いうふうにも考えているものであります。

再生可能な生物由来の安定的な利活用で、環境問題にも貢献し、化石燃料依存を減少させていくことも我が町の資源の特徴として多く蓄積されているのではなからうかというふうにもとらえているところでございます。

このことは、環境重視をさせて安心と快適な町に確実に歩いていくものだというふうに確信をしているところでございまして、いろいろありましようけれども、農・畜・林との循環資源生産視点での構想実現での見解を、改めてお聞きしたいと思っております。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

前田議員仰せのとおり、今回の原発事故を含めて、まさにこれからの国会での一番大きな争点になるだろうというように思いますけれども、再生可能エネルギーの推進をどうしていくのかということでございますけれども、正直言って我が町も着実にそういった取り組み、化石燃料を少しでも減らすというようなことも含めて、先ほど申し上げた燃料の一つとして木質ペレットの取り組み、さらには太陽光発電の個人への支援等々をやっているところでございますし、それからもっと言えば、私が平成15年に首長選に立起したときから一番になるというのは、やっぱり循環型、すべての面で循環ということを意識をしながらまちづくりをしていきたいというふうに訴えたところであります。

これは農業分野においてもそうですし、林業分野においてもそうですし、もっと言えば町中の経済、商店街の経済も同じことが言えるのだというふうに思っております。

そういう意味では、ちょっと直接的に理解していただくのは難しいかなというふうに思いますけれども、今回提案させていただきま

した、個人住宅の新築について、しかも地元企業が請け負った場合については100万円の助成と。これも町内の経済の循環ということを意識をしながらそういう政策を打ち出させていただいたということでございますから、基本的に前田議員が言うそういった循環型社会の実現を目指していくべきというのは、これは同じ思いをしているということでございます。

ただ、そこで、これまでの取り組みもそうでありまして、経験をしていることは、やはりそういうことに取り組みをする場合については、ものすごく大きな資金が必要になってくるということでございます。

ペレット工場然りであります。これは国の林野庁の補助をいただいて2分の1補助をいただいて、そして補助残の4分の1は町から助成をしてというようなことになっておりますし、それから、バイオガスプラントもやっぱり小さいものをつくるといたって、億のお金がかかってしまうということでございますから、先ほど申し上げた鹿追さんの場合は、新たにつくるやつは30億だか50億だと言ってますけれども、やっぱり膨大なお金がかかるということでございます。

これはまさしく、国の政策転換、これからまさしく議論の中心となってくる再生エネルギーの買い取り制度の問題を含めて、これは極めて大きな、もっと言えば注目していかなければいけない部分だなというふうに思っているところでありますけれども、いずれにしましても、情報収集も含めて我が町としても私としても、循環型社会を目指していくということには間違いがございませんので、それに向けて努力をしていきたいというふうに考えますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 6番 前田秀夫君。

○6番（前田秀夫君） ただいまの町長回答で、私の理解としてはさまざまな大きな課題が立ちだかっていますけれども、あらゆる

知恵と言いますか、現実を注入させて、一歩前へという思いが伝わってきましたので、御理解をしたいと思います。

次に移ります。

○議長（吉田敏男君） 3項目め、どうぞ。

○6番（前田秀夫君） 3項目めから5項目めでございます。

通告書の地上デジタル放送及び通信事業の経過につきまして質問をしていきたいというふうに思っております。

御案内のとおり、当年7月24日でアナログ放送廃止からする地上デジタルへの対策での議会経過、昨年7月の臨時議会、さらには12月の定例ということで、一定の議会経過は承知はしているところでございますけれども、現状、地上デジタル難視地区対策計画、これは総務省発表、23年4月27日公表でございますけれども、その第5番、衛星放送検討からする当町の、難視地区と世帯数及び具体策をお聞きしたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 次もよろしいです。携帯電話にかかわっての話。関連ですからよろしいです。

○6番（前田秀夫君） それでは、議長にアドバイスをもらいましたので、関連して。

また、携帯電話にかかわっては、地デジ無線共聴施設整備との関連で、携帯電話伝送路活用でのその時点の有効活用がございしますが、携帯電話利用のもとでの一般生活、緊急時、農畜産営農、利用産業路などの状況との基本認識と、かかわる事業社と企業戦略のもとでの電波難民状態の地域が大きな疑義を唱えているところでございます。

総合通信局では、こうした整備は町の行政が先として伝わってきておりますけれども、そうした総合通信教育、つまり国などの実態の是正に向けて、さらに地域の実情を生活関連を含めまして、強く要望が必要というふうに考えておりますけれども、基本的な認識と、現状を取り得る諸対策の考え方をお聞き

したいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） 地上デジタル放送及び、通信事業の経過についての御質問でございますが、まず地上デジタルテレビ放送の難視地区対策につきましては、総務省が平成23年4月27日に公表をいたしました、地上デジタル放送難視地区対策計画において、本町の地デジの難視世帯は、芽登、喜登牛地区、及び稲牛地区の地デジ無線共聴施設を本年3月末までに整備したことにより、おおよそ90世帯の難視が解消され、差し引き約294世帯の対策が必要という状況となっております。

この294という世帯数は、暫定衛星放送による対応が必要と考えられるエリアを大きくくくった中にある世帯数であり、実際は良好に視聴できる世帯などがおおよそ50世帯含まれており、差し引きおおよそ240世帯の難視世帯があると認識をしているところでございます。

本年の2月から総務省の委託を受けた地デジ難視対策衛星放送受付センターが難視世帯と見込まれる世帯1件、1件を訪問をし、テレビの受信状況や、受信設備を確認をいたしまして、衛星放送設備の設置が必要な世帯にあつては、BSアンテナ設備やBSデジタルチューナー等を無料で設置し、暫定衛星放送により、地上デジタル放送が視聴可能となるような対応を進めてるのところでありま

す。難視地域を解消するための対策として、総務省は市町村が有線や無線による共聴施設を整備する場合の補助制度を設けておりますが、中山間地域で広大な面積の中、住宅が点在をしている本町においては光ケーブルの敷設が超大となることや、山合いの地形で電波の伝搬効率が非常に悪いことから、多額の整備費用が必要であり、また、整備後の施設維持も非常に大きな負担となります。

これまでも御説明しておりますが、難視世帯240世帯のうち、220世帯の難視を解

消するためには、総事業費がおおよそ10億5,800万円で、3分の2の国庫補助があることから、残りの約3億5,300万円が町負担となり、その全額が過疎債で賄う必要があると考えており、公債費残高の増加や、実質公債比率の上昇等を招くことから、町主体による整備は財政的に非常に困難な課題であると考えております。

本年7月24日のアナログ放送停波が1カ月後に迫り、現在は7月25日以降にテレビが見られなくなる世帯が生じないようにすることが最優先と考えており、釧路にある総務省テレビ受信者支援センター、通称デジサポ道東と共同で、受信者支援を行っております。

今後、国、放送事業者、町で協力をし、暫定衛星放送が終了をする平成27年3月末までに地上系放送基盤を整備する抜本的な対策を講ずることとしておりますが、アナログ放送が終了する7月以降に、総務省北海道総合通信局、NHKや民法放送事業者とともに、技術的な再検討を加速して進めていく予定をしております。

地上テレビ放送のデジタル化は、国の責任のもと推進しているものであり、難視地区対策を含めてすべての国民がテレビ放送を視聴可能にすることは、基本的には国や放送事業者の責務であることから、都市と過疎地域との情報格差が生ずることのないよう、また、市町村に新たな負担が生ずることのないよう、適切な対策を早急に講ずるよう、町村会や十勝圏活性化推進期成会などを通じて、国や放送事業者などの関係機関に要望するとともに、さらに国会議員や北海道議会議員にも難視対策の充実を要望しているところであります。

現在、国で難視対策の制度充実の検討が進められているとの情報も入っておりますが、引き続き機会があるごとに関係機関等への施設整備の要望や補助整備などの充実を要望するとともに、町も地上デジタルテレビ放送の難視地区の解消に向け、努力をしてまいりま

すので御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

次に、携帯電話サービスエリアの拡大にかかわる御質問でございますが、平成21年度に採算性の観点から自主的な整備は困難であるが、自治体が施設を整備するのであれば喜登牛、茂喜登牛、白糸、稲牛地区のエリア化を行いたいとの提案が携帯電話事業者から、北海道総合通信局を通じてあり、平成21年度に限り、国の経済対策による補助制度の充実と北海道の協調支援も行われ、非常に少額の町の財政負担で携帯電話のエリア拡大を進めることができました。

携帯電話は、現在一般生活や業務上はもとより、災害・緊急時の通信手段として非常に有用なツールであり、地デジのエリア拡大と同様、町内全域で利用可能となることが理想であるところでございます。

今後のエリア拡大に関して、携帯電話事業者と情報交換をしたところ、それぞれの経営戦略により、エリア拡大は進めているが、たとえ自治体が伝送路と鉄塔等の基地局を整備して、携帯電話事業者の建設コスト負担が少額となる場合であっても、利用者数が少数の地域にあっては、施設の運営、管理費を賄うだけの利用料収入の確保が困難な場合は、サービスエリアの拡大は難しいとのことでありました。

また、この度の東日本大震災により、施設整備の優先度が大きく見直されることになるだろうとのことでありました。北海道総合通信局によると、平成21年度のような補助制度の拡充は今のところ予定がないとのこと、現時点で町主体による整備は、財政的に非常に困難な状況であると考えておるところでございます。

昨年度、町が整備した光伝送路が芽登、喜登牛、茂喜登牛地区、鷲府、白糸地区、螺湾、中足寄、稲牛地区に総延長約5.2キロメートルあります、この光ケーブルの予備芯線を携帯電話事業者に活用していただくことができれば、携帯電話事業の整備コストの低

減が図られることから、整備済光ケーブルの活用と、エリア拡大の要望を粘り強く継続して行っていくとともに、地デジ難視対策と同様に、町村会や十勝圏活性化推進期成会などを通じて、国や携帯電話事業者などの関係機関に要望するとともに、さらに国会議員や北海道議会議員にも、エリア拡大のための支援策の充実を要望していきたいと考えております。

同時に、北海道総合通信局等の関係機関との情報交換を密にし、補助制度の充実の要望と有利な補助制度がないか、常にアンテナを高くして情報収集を行い、エリア拡大に向け努力してまいりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問。

6番 前田秀夫君。

○6番（前田秀夫君） ただいまの町長の御回答で、経過、現状、それから方面への要請、働きかけ、当面とり得る対策、全体にかかわっては大枠理解をしているところでありますけれども、現時点で難視地区は240、そこでの具体的な地域があればお聞きをしたいというのが一つと、財政問題、過疎債を含めてのお話しがございましたけれども、どういう整備の選択を検討しているのかというふうにお聞きしたつもりですけれども、現状では当面、総合局あるいは国、総務省で暫定的にとり得る衛星放送の活用をしながら進めていきたいということの話だったというふうに思いますけれども、経過を含めて、一つはお聞きしたいのは、地デジの無線共聴施設では、ギャップファイラー方式で、携帯電話の伝送路の余剰芯活用で効果的な整備活用という経過があって、当町も。それで一定程度、必要予算の計上があるということでございますけれども、そこでお尋ねしたいのは、細目の一つ、そのギャップファイラー方式というのは、私の知識では簡易型無線中継というふうに理解してはおりますけれども、疑問に思っているのは、このギャップファイラー方式、つまり簡

易型無線中継の関係では、電波法に一定程度制約があるのではなかろうかということになれば、町としての資格者の関係がどうなってくるのか。町として必要がなければ、事業者としてどうなっているのかということが一つ目としてお尋ねをしたいと。

さらには、ギャップファイラーでは、私の調査研究では可能な許可範囲が限られているというふうに私の調査研究でありますから、その辺につきましても細目としてお尋ねをしたいというふうに思っています。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（渡辺俊一君） ただいま、ギャップファイラーの関係の御質問でございますけれども、ギャップファイラーにつきましては、芽登地区、それから稲牛地区で携帯電話の光ケーブルを活用しながら地デジの対策をとったものでございます。

それで、御質問のギャップファイラーについて、無線の関係で無線の資格を持ったものが必要なのではないかというような御質問でございました。

ギャップファイラーにつきましては、無線局につきましては、本来は無線従事者の資格を持った人がいなければ技術操作ができないということになっておりますけれども、ギャップファイラーにつきましては技術基準適合証明を受けた施設を活用すれば、無線従事者の専任は必要がないということになってございまして、ギャップファイラーをそういう適合した証明のあるそういう施設であれば、必要がないということになってございます。

そういったことで、現在、芽登、それから稲牛地区で、ギャップファイラーを使っておりますけれども、資格者の要らない施設ということになってございます。

それから、ギャップファイラーの許可範囲ということでございますけれども、ほかの放送局からの電波と混信しないような、そういう場所ということがまず一つあるかと思っておりますけれども、そのほかに、このギャップファイラーを国の支援事業ということで活用する場

合については、補助対象事業費、そこにかかる経費が有線、光ケーブルでそれぞれの家庭に電波を送る、そういう方式と比較したときに、同程度もしくはそれよりも低い、もっと安く施設ができるといった場合に許可がされるというようなことになってございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 6番 前田秀夫君。

○6番（前田秀夫君） ただいまの担当課長の説明でギャップフィルターに関しての資格者問題、許可範囲については理解をいたしました。

もう2点ばかりでありますけれども、通信事業では、一つは暫定的衛星放送で以下対応しながら進めていきたいという町長の回答もございましたけれども、素朴な質問ですけれども、この暫定的衛星放送は東京のほうから出てくるのでしょうか、受信料はこれ無料なのか、どうなのか、素朴な質問です。

それから、私の調査研究では、この衛星放送にかかわってはホワイトリストの申請といえますか、そういったことが必要でありまして、難視地区計画との関係で、そういったホワイトリストの確認は、事業者あるいは事業者系由で、町としては把握をしているのかということの、視聴者の理解を含めてどのように進めているのかお聞きをしたいというふうに思っています。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（渡辺俊一君） まず、27年の3月まで暫定的に衛星放送でということでございます。その受信料についてはこれは無料となっております。

ただ、NHKの受信料、そういったものについては今までどおりかかるということになります。それがまず一つでございます。

それから、ホワイトリストの確認でございますけれども、先ほど町長のほうからも御答弁させていただいておりますが、地デジ難視対策衛星放送受付センターというところで、難視地区と見込まれる地域について、1件、1件回って、訪問して、その中で受信状況等

を確認をしてきているところでございます。

そういう中で、一定、その中で今回の地デジに7月からデジタル放送に変わっていきますよという部分、それから今までどおりのアナログのテレビだとか、そういったものはなかなか見れませんというような部分、そういったことを周知をさせていただいているところでございます。

それから、地デジ対策という部分では、その住民周知の部分では、現在のアナログテレビを見られている方についても、テレビの中での放送の中で、7月から地デジ、デジタル放送に変わりますよというような周知をずっとしておりますし、また、町からもチラシ等でお知らせ、それから広報等でもお知らせをしているところでございます。

それから、どうしてもなかなかそうはいっても理解もできない方もいらっしゃるという部分もあるかというふうに思っております。福祉課ですとか、社会福祉協議会等でホームヘルパーさんだとか保健師さん等が家庭訪問した際に、テレビについても世帯の状況を聞いていただいたりとかしながら周知をしていただくというような方法を取っているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 6番 前田秀夫君。

○6番（前田秀夫君） 大卒理解をいたしました。

そこで、この地デジにかかわってまとめの質問でありますけれども、さまざまな難視地区者地域、それから者に対して、一つは国の委託事業機関の者が、先ほど町長のからも回答していただきましたけれども、1件、1件説明をしている。町としては、回覧だとかチラシ、アンケート、ただ、いろいろさまざまな観点で、地域のほうの勉強に行っている段階では、さまざまな家族の実情、年齢構成だとかさまざまな実情からして、どうも国がどこまで、町が何をしようという今後どうなのだという部分がしっかり相互間で理解が整っていないというふうに私は解釈しているところ

でありまして、ぜひこの相対的な行政不信あってはならないことでございますので、しっかり地域の者と、行政のスタンスの中で結構でございますので、しっかり情報交換を共有できるような対応策を検討を求めたいというふうに思います。

もう1点でございますけれども、よろしいでしょうか。

○議長（吉田敏男君） よろしいです。

○6番（前田秀夫君） 携帯電話の関係、これも相対的には町長のほうから御回答をいただいて、大枠理解をしておりますけれども、要は言葉は乱暴ではございますけれども、携帯電話はとりわけ、地デジとの端末との関係もございまして、それとは別に携帯電話の事業者の企業戦略と申しますか、そういうことで利用度や何かを全面に出して、過疎と難視地区対策関係からしても、つまり過疎地区を重視をしない実態がある。要するに、企業戦略はありきということでございまして、申し上げたいのは、足寄町にも山間僻地の問題として、そこで営農なり、居を構えている住宅の者は、そういう僻地、難視地区だからこそ、この携帯電話の利用可能な検討を早急に先ほど来、町長のほうからも、各方面にさらに要望、町村会にも働きかける等々の御回答がございまして理解はしてはおりますけれども、その点につきましても念押しのためにはございませぬけれども、いわゆるトータル的に申し上げれば企業戦略ありきのところに、何と申してもそのもう一度強くそこに申し入れをできるようなものを検討していただきたいというふうに思います。

いずれにしても、さまざまな予想だにしないことが山間僻地で起きるのかもしれない。情報の共有が何より必要な今日的な社会情勢は、3月11日を見ても明らかでありまして、奥地の住民生活は先ほど申し上げましたけれども、生活と営農と家族構成上で、日常においてはさまざまな、私が言うのは表現で言いますと、無形変形等の想定以外の生活実態があるということ踏まえつつ、さらに

関係事業者に対してより一層強い有効な手だてをしてもらいたいと申すことを申し上げておくと同時に、これまた地デジ同様、きちんと町行政といわゆる携帯電話の通信可能な地区の住民に対して、しっかりした説明の場を設定していただくようお願いをして回答はいたしません。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

○6番（前田秀夫君） まとめでありますけれども、議長、よろしいですか。

新人でございまして、大変御迷惑をかけて申しわけございません。きょうの定例で、大きく三つ一般質問をさせていただきましたけれども、トータル的に私が一人の議員としての認識の見解を申し上げて今回の定例の質問にかえさせていただきますけれども、足寄町は何と言っても農・畜・林、特に林業が基幹産業でありまして、歴史的に育んできたこの足寄町の森林資源を生かすべく、そうした大きな財産を大事にして私自身も過去数十年間林業労働者の経験者として、郷土と地域活性化に向けて一議員としても、一層の調査研究を重ねつつ、現場に足を運んでさらに研さんをして協働の町に取り組んでいきたいということをお願いしつつ、この間安久津町長につきましては、過去2期8年、情勢としては国のとどまらない行財政改革で苦しい中での自律プランに踏み込んだ各案の施策、さらには今期の施策政策の柱である医療、介護、保健、福祉の連携システム、これらの政策は私の理解としては足寄町全体基幹産業の元気と活性化で、必ずや住民に優しい町に進むと関連産業含めて大きく期待をしているところでございます。

前回の臨時議会でも示された当年度の一般会計補正予算での森林整備事業費、さらには林業振興費の中で木材資源での町おこしは、農山村課題解消対策にもさらに商工振興対策等々と、地域経済にも有効に結合していくものと大きく期待していることを申し上げて、私としてきょうの定例の一般質問にかえさせていただきます。

議長並びに安久津町長を初め、執行機関の皆様への御配慮に感謝して、きょうの定例の質問にかえさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（吉田敏男君） これをもって、6番前田秀夫君の一般質問を終えます。

ここで暫時休憩をいたしたいと存じます。

午後 3時03分 休憩

午後 3時15分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

一般質問を続行をいたします。

4番 木村明雄君。

○4番（木村明雄君） それでは、議席番号4番、議長のお許しをいただきまして一般質問をさせていただきます。

我が町足寄町に、メガソーラー調査についてでございます。

去る3月11日、東日本大震災が起きました。大地震、大津波、福島の子力発電所の大事故。現在も終息には至っておりません。

多くの地域が停電になり、今もなお計画停電が続き、北海道からも電力を供給しております。災害により多くの原発大事故、また、事故に遭わなかった原発まで、多くの原発が稼働を停止したことで、原子力発電は今までに低コストで安心・安全で電力は安定して供給されるものという定説が崩壊をいたしました。

今後、我が国の将来・未来に向け、エネルギー政策の大転換が求められております。

6月15日の十勝毎日新聞に、帯広市の米沢市長は14日の市議会で誘致に乗り出す考えを正式に表明をいたしました。

エネルギーの地域循環型システムの形成について、十勝全体で実現の可能性を追求したいと強調いたしました。

ソフトバンクの孫社長との会談で、十勝の優位性について広大な土地資源、自然環境、全国有数の日照時間を強調し、自然エネルギーの拡大に十勝は取り組んでいる。最大の問題は、敷地の確保と言われております。

私は、足寄ならできる。帯広市に負けないだけの環境、好条件が揃っていると考えるわけでございます。

我が町なら、伐採の終わったとの町有林で南向きの緩やかな傾斜を利用することも可能ではないかと思うわけであります。

また、おこされた電気は、町から離れていても電気はケーブルを流れていきます。

町内の電源確保、余剰電力は売電をする。そんな時代が、もう私たちの目前に来ていると私は考えるわけであります。

そこで、足寄町としてこのメガソーラー構想に取り組む考えはないか。町長の所見を伺います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） 木村議員の一般質問にお答えいたします。

ソフトバンク株式会社によるメガソーラー構想について、帯広市が誘致等を積極的に進めているとの新聞報道であります。帯広市では十勝管内の全自治体に情報を提供し、十勝全体で実現の可能性を追求していきたいとして、本町にもその誘致希望の取りまとめがきております。

本町の年間日照時間は十勝管内でも多く、議員仰せのとおり条件的に恵まれていると判断されることから、町有林の伐採跡地や肥培管理していない放牧地等で、かつ特定高圧線及び変電所との距離が近い候補地の選考を進めている段階であり、あわせて隣地及び農地の関係法規等の問題を整理しているところであります。

今後において、国の法改正による全量買い取り制度も含めた支援対策の動向など、帯広市とも連携を密に情報収集に努め、誘致に向けて準備を進めてまいる所存でありますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

4番 木村明雄君。

○4番（木村明雄君） それでは、再質問をいたします。

メガソーラー太陽光発電システムは、東日本大震災が起きてから急に注目を集めているわけではないわけでありませう。

現在まで、石油、石炭、天然ガスを使い、化石燃料のおかげで世界中が発展を続けてまいりました。それに伴って、暑いところが急に寒くなったり、寒いところが急に暑くなったり、地球の気象バランス体系が狂い始めております。

これは、CO₂、二酸化炭素、簡単に言えば温室効果ガスの問題だと言われております。

現在、「世界中が地球に優しく」を提言し、このガスを削減するために、全力をあげて努力しております。車についてもエコカーが進んできております。それと、現在まで使用していた化石燃料枯渇問題、これから将来に向け石油で約40年、天然ガスで約60年で枯渇をする。なくなってしまうと言われております。

現在の地球環境において、さまざまな自然エネルギーが注目をされております中で、日本においては太陽光発電システムが自然で、クリーンエネルギーだと注目され初め、化石燃料の枯渇問題、温暖化対策への切り札とも言われております。

現在、太陽光発電施設設置に向け、国からの支援策もあるわけですが、公共、例えば足寄町、そして支援策、これは個人、この支援策。これはどういうふうに違うのか、その違いがあるのかなのか、それについてお伺いをしたいと思っております。

○議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

○副町長（田中幸壽君） お答えをいたします。

まず、個人、公共施設等の違いでありますけれども、個人が太陽光発電を設置をするにともなうの予算計上は今回補正予算で、計上させていただいているところであります。

上限20万円ということで、1キロ当たり

5万円4キロ、ということで上限が20万円ということでございますけれども、これは町が単独補助をするといったことでございます。

個人も、それ以外にも国費で個人申請になりますけれども、額は忘れましてけれども、別な形で申請をして手続を踏めば、補助金が当たるといふ制度もあるというふう聞いておりますけれども、私どもは町が単独で4キロまで20万。ただ、設置費用が従来言われている4キロのシステムを家庭に設置をする場合、200万ちょっとかかるのだそうです。

そういった部分では、10分の1ぐらいの補助金になりますので、耐用年数が約15年と言われてますけれども、今売電価格が若干下がっている関係で、やっぱり10年以上有効な状態が保たれなければ、なかなかペイできないといったのが実態だというふう聞いています。

行政的には、公共施設等々については、各県いろいろな補助制度があるわけなのでございますけれども、2分の1というのが一般的でございますけれども、つい最近、別な事業で100%国庫負担で設置をするかしないかということで問い合わせも来ておりますので、それは即補助制度がということではなくて、一応手は上げてありますけれども、例えば役場庁舎であったり、今後建築予定をしております足寄中学校校舎改築の部分等々に、10分の10の補助金が出るというのであれば設置をするといったことで、今内部的にも議論をしているところであります。

私どもが知り得る知識は以上でございますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 4番 木村明雄君。

○4番（木村明雄君） 太陽光発電は、今まで自然クリーンエネルギーということで、国も奨励政策を図り、補助金制度を設け進めてきたわけですが、現在までに太陽光

発電システムを個人、導入設置している方々がおるわけです。

そこで、いつごろからこれを設置し始めたのか。そして、足寄町に何戸の方が設置しているのか。そして、設置をしたと、これはよかったと言っているのかどうなのか、その感想というか、それも聞いていればお尋ねをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、岩原参事。

○経済課参事（岩原栄君） 経済課参事の岩原でございます。

御質問の内容について御答弁させていただきます。

足寄町の一般住宅太陽光発電につきましては、平成15年に補助要綱を策定いたしまして運用開始しております。

この時点から、先ほど町長からのお話でありますキロワット5万円で最大キロ4キロワットということで、20万円の助成制度を15年から開始しているということでありまして、これまで、この間導入された町内の家庭では、35戸の家庭で導入が進んでおります。

平均しますと、4キロから5キロ未満の方々が一般的でございます。

導入された人たちの声ということなのですが、これにつきましては、最近の直近はちょっとないのですが、導入されてからアンケート調査を開始した事例がありますが、大変導入されて一般の北電からの売電にすることによって収入が得られるという点と、各家庭でそれぞれが省エネに取り組んでいると。太陽光発電を導入されますと、家庭内にナビゲーションがありまして、発電量、家庭の消費電力量がすぐわかるものですから、そのパネルを見ながら自分たちの家庭の中で省エネが進んだということも御報告を受けているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 4番 木村明雄君。

○4番（木村明雄君） 私が質問することが、またこれ重複することがあるかもしれな

いけれど、まず確認のためにお許しをいただきたいと思います。

個人では設置費用が200万から300万とも聞いておりますが、普通の家庭では当然余力電力は売電をするわけです。順調に進んで、何年たったら設備費用が払い終わり、元が取れるのか。太陽光発電パネルはこれは10年前はすごい効果なものだったと聞いております。

しかしながら、それから10年たって、性能も、それから値段も格段にかわってきているということを聞いております。

その辺は詳しく、どういうことになっているのか、性能と価格、そしてまた何年で元が取れるのか、その辺をお尋ねをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、岩原参事。

○経済課参事（岩原栄君） 耐用年数からいく何年で元が取れるかということは、各家庭の電力の消費量、当然ながらでございますけれども、そちらにかかってくると思います。大人数、あるいは電気製品の導入等によっては、さまざま変わってくるわけなのですが、先ほど言ったそのアンケートの中で、一般的には大体4キロワット平準されて導入されているのですが、年間総発電量というのは、メーカーで言っているのは年間4キロでいけば大体1,000倍していただく。約4,000キロワットが年間の発電量と言われてますが、足寄町、先ほどの日照時間等のこともあって、おおむね全国平均を上回っている発電量が出ております。比較的4,000キロワットということではあるのですが、4,500前後、そういったデータも入手はしているところなのですが、いずれにしても、その消費電力から余剰電力を売電するわけでございますので、当時15年のときにはキロワット当たり24円の北電への売電ですが、平成21年の11月からは48円に売電上がりまして、その後一般住宅の導入が進んだわけなのですが、ことし4月からはそれが42円にちょっと下がっております。

その計算でしなければいけないのですが、いずれにしても、導入されてた発電施設の電気総量とそういったものを勘案しなければ何年で元が取れるのかというのは、非常に難しいかなということですが、一般的には10年から12、3年程度ということ、発電されるパネル1キロワット当たりの価格なのですが、当時15年運用を開始したときには、キロワット80万円から85万円したものが、今現在は60万円から65万円ぐらいの単価構成になっているかと思いません。

ただし、これは一般家庭に導入される場合は、屋根等に設置するが台のそういったこともあるものですから、一概にそれぞれとは言えないところもあるのですが、いずれにしてもそういう価格の中で整理をさせていただく中で耐用年数というか、余剰電力を売電した形の試算をしなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 4番 木村明雄君。

○4番（木村明雄君） 耐用年数についてはわかりました。

15年ということですね。

それでは、メガソーラー太陽光発電システム十勝管内において、現在公共行政または個人の相対的な導入状況と、普及率ですが、わかる範囲内でお尋ねをしたいと思えます。

わからなければよろしいです。

○議長（吉田敏男君） 答弁はできかねるということですか。

○4番（木村明雄君） それでは、次に進みたいと思えます。

メガソーラー太陽光発電北海道電力は、北海道伊達市に伊達ソーラー発電所の営業運転をスタートいたしました。震災による原発への不安から、代替エネルギーとしての太陽光発電の需要が全国的に高まっている中で、設置面積約3ヘクタール、出力電力は1,000キロワットで1年間の発電電力は約100万キロワット、一般家庭約300戸の年間電

気使用量に相当し、二酸化炭素約400トンの削減効果があると言われております。

北海道電力は、地球温暖化問題の対応のため、2020年度までに5,000キロワットほどの太陽光発電導入を検討していると言われております。

また、一方ソフトバンクの孫社長は北海道にメガソーラー建設構想についてであります。全国に10カ所程度の大規模太陽光発電、メガソーラー構想を6月14日に打ち出しました。

特に、北海道を挙げ、設置場所は全国的にも日照に恵まれた十勝地方やパネルを設置できる広い土地がある工業地帯の苫小牧周辺となっております。

ソフトバンクは、全国で展開する発電所のモデルとして、1カ所当たり事業費80億円程度を投じて、40ヘクタールの敷地の確保、出力2万キロワットの施設建設が可能と見ており、これで一般家庭6,000世帯分の電力を補うとしております。

北海道で、パネル設置可能な土地の面積確保ができれば、25倍となる1,000ヘクタール規模に達する可能性もあっております。将来に土地全体に、将来的に、土地全体に太陽光パネルを敷き詰め、十分に発電能力を発揮すれば、出力計算上では50万キロワットを実現でき、46万キロワットの福島県、第一原発1号機に匹敵すると試算しております。

我が町足寄町は、中山間に囲まれたこれと言ってとりえのある町ではありませんが、気象条件、広い土地がある、立地条件に恵まれております。

また、山の中でも太陽光発電は発電ができる、そんなわけで大きな予算も出てくるとは考えますが、これは官であっても民であっても足寄町に対し、北海道電力またはソフトバンクが力添えをしてくれるならば、メガソーラー、足寄町にも可能ではないのかと確信を持ったところであります。

我が町にとりまして、人口減、企業誘致問

題、それから雇用、そして教育、福祉、これら足寄町の経済についても多いに関連が出てくるものと考えます。

これから足寄町におきまして、詳細な調査をしていただき、よいという結果、結論が出たなら、乗りおくれることのないよう全力で進めていただきたいと存じます。

最後に、もう一度我が足寄町のメガソーラーについて、所見と今後相対的に見て、原子力発電がどうなるのか、また太陽光発電がどう進んでいくのか、その辺についての見通しもお伺いしておきたい。そういうふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

木村議員からの北電の取り組みも含めてのお話がありました。

北海道におけるソーラー発電、メガソーラー発電につきましては、御案内のとおり実は北電さんがNEDOの制度を活用して、実は稚内市に試験のメガソーラーの発電所をつくっております。

そのことは承知しておりましたし、それから、ちょっと記憶定かではありませんけれども、2年前か3年前に、実は新聞報道、これは全国の電力会社が一斉にメガソーラー発電に取り組みというようなことが新聞報道がされました。

それを受けて、私の立場としては、即北電本社に行きたいということで、足寄の営業所長さんとお話をさせていただきました。

その時点では、北海道向けの北海道電力の取り組みとしては、全国的な電力会社の動きがそういうことでプレスリリース、報道発表するというので、それであれば北電も知らないというわけにはいかないの、とりあえず北電もそこに加わることにしたと。それで、新聞報道にはなったけれども、本店に行っても担当部署も決まっていなければ、全く行っても、例えば要望書を持って行っても、

どこが受け取るかすらも決まってないですよという、そんな情報もいただきまして、何か動きがあればぜひ情報をいただきたいというようなことで、お願いをしてきたところでございます。

直近になりますけれども、昨年でしたか、先ほど議員からお話あった、北電としては、当面にしたら自社の敷地、すなわち伊達の火力発電所の敷地でまずはメガソーラーの発電設備をつくると。その後についても自社の用地内でやるということで、例えば足寄町が手を挙げたからそちらに行くという考えはないという、こういうことで報告を受けていたところでございます。

また、もう一つ、御案内のとおり我が町には電発、Jパワーの発電所がございまして、上士幌に事業所があるわけでございます。

所長さんあるいは副所長さんも時たま寄っていただけるわけでありまして、私は電発さんにもそのことは足寄にメガソーラーいかがですかというお話もさせていただきました。

私が足寄と言っている意味は、議員も仰せのとおり、まず日照時間が長いという点、それともう一つは電発さんの送電線が走っているのです。高圧線が。北電さんとお話したのですけれど、何で稚内につくったのだと。あんなところにつくったら送電線を関連する施設だけで莫大なお金がかかるじゃないですかと。

足寄でいけば、送電線、つくる場所にもよりますけれども、そんなに距離ないところで送電線走ってますよと。

そうすれば、関連する施設費もかからないので、ぜひ足寄にということで北電さんにも言わせてもらいましたし、電発さんにも言わせていただいたところでございます。

電発さんの回答としては、これまた御案内のとおり今、電発さんは青森県の大間で原子力発電所をつくっているということであって、目下のところソーラーは手がける考えないというようなことで、そんな返事もいただ

いています。

ですから、基本的な私の知恵としては、今回のソフトバンクのことも含めて、足寄町というのは日照時間も含めて、先ほど申し上げました高圧線の送電線のことも含めて、誘致には有利な町だというふうに思っていますから、これは目下のところ、帯広市と連携をとりながら、それこそフードバレー十勝あるいは定住自立圏のこともありますから、帯広市を中心に協調をしながら、連携をしながらぜひその誘致に力を入れていきたいということで取り組みを進めてまいりますので、結果どうなるかわかりませんが、そんな姿勢で臨みたいというふうに思っております。

なお、後段の今後のメガソーラーの展望ですとか、原子力発電所の展望という部分につきましては、これは私がちょっと展望できるすべは持っておりません。ただ、現実問題としては、現状はいいとか、悪いとかは別にして、原子力発電にその電力供給の担っていた部分、これは現実恩恵をこうむっているというのは、これは事実であります。ですから、これを直ちにやめてしまえというのは、これはいささか乱暴なのかなと。ただし、方向としてはやっぱり今回の事故を含めて、これはやっぱり一度ああいうことになれば、人の手に負えないような状況になるわけですから、これは世論を含めてやっぱり脱原発という方向には向かっていくのではないのかなと。もっと言えば、私の個人的意見としては、向かっていくべきなのかなというふうに現時点では考えてるというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 4番 木村明雄君。

○4番（木村明雄君） わかりました。ソーラーシステム、これについてはやはりいいところと悪いところがあるということを聞いてます。

それは、日中は電気はおきるけれども夜はおきない。ということがある。それで、原発については、やはり低コストで、これは36

5日いつでも電気がおきているという形の中では、やはりこれはこれで重宝されていると。そんなことで、これは今いち早く原発がなくなるということには私もならないのではないのかなと、そんな気がするわけでございます。

そんなわけで、わかりました。先ほども言いましたけれども、足寄町において、やはり詳細な調査をしていただき、これから先に向けて北海道電力、それからまたソフトバンク、これから先に向けて、やはりエネルギーとしてはこれは重要なものだということの中で、調査をしていただき、考えていきたいと。そんなふうに思っているところでございます。

私にとっては、足寄町に住んでいて、夢と希望の持てる町、安心して安全に暮らせる町、苦勞したけれどこの町に住んでいてよかったと言えるような、そんな町を願ってこの一般質問を終わりたいと思います。

○議長（吉田敏男君） これにて、4番木村明雄君の一般質問を終わります。

◎ 延会の議決

○議長（吉田敏男君） ここで、お諮りをいたします。

本日はこれで延会にしたいと思えます。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会することに決定をいたしました。

◎ 延会宣告

○議長（吉田敏男君） 本日は、これで延会をいたします。

次回の会議は、6月23日午前10時より開会をいたします。

大変御苦勞さまでございました。

午後 3時46分 散会